

秋田市公報

あきだ

第1128号

平成31年1月10日

毎月10日発行

秋田市山王一丁目1番1号
発行所 秋田市総務部文書法制課
電話 018-888-5427

秋田市旭北錦町3番50号
印刷所 株式会社 三戸印刷所
電話 018-823-5351

—— 目 次 ——

条 例

○秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例の一部を改正する条例（第53号）	2
○秋田市都市公園条例の一部を改正する条例（第54号）	2
○秋田市障害福祉サービスセンター条例を廃止する条例（第55号）	5
○秋田市中小企業振興基本条例（第56号）	5
○秋田市営住宅条例の一部を改正する条例（第57号）	6
○秋田市職員給与条例および秋田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（第58号）	6
○特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（第59号）	14
○教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件および職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を改正する条例（第60号）	14
○秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例の一部を改正する条例（第61号）	14

規 則

○秋田市障害福祉サービスセンター条例施行規則を廃止する規則（第42号）	15
○秋田市職員給与条例施行規則の一部を改正する規則（第43号）	15
○初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則（第44号）	15

教 委 規 则

○秋田市立小、中学校管理規則の一部を改正する規則（第12号）	15
--------------------------------	----

訓 令

○秋田市単純労務職員の給与の基準に関する規程の一部を改正する訓令（第3号）	15
---------------------------------------	----

告 示

○災害対策基本法による指定緊急避難場所の指定について（第328号）	21
○指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者の指定について（第329号）	22
○指定居宅サービス事業者、指定介護予防サービス事業者および指定介護予防地域密着型サービス事業者の廃止について（第330号）	22

○指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)の指定について（第331号） 22

○平成30年度介護保険料納入通知書の公示送達について（第332号） 22

○平成30年度分介護保険料督促状の公示送達について（第333号） 22

○自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等の撤去および保管について（第334号） 22

○身体障害者福祉法による医師の指定について（第335号） 23

○道路の区域変更および供用開始について（第336号） 23

○平成30年度国民健康保険税納税通知書の公示送達について（第337号） 23

○介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関の指定および廃止について（第338号） 23

○医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関の指定、変更および廃止について（第339号） 24

○医療扶助および医療支援給付のための施術を担当させる施術者の指定および変更について（第340号） 24

○国民健康保険税督促状の公示送達について（第341号） 24

○秋田市勤労者総合福祉センター等の指定管理者の指定について（第342号） 25

○秋田市職業訓練センターの指定管理者の指定について（第343号） 25

○秋田市農山村地域活性化センターの指定管理者の指定について（第344号） 25

○平成30年度第3期後期高齢者医療保険料督促状の公示送達について（第345号） 25

○平成30年11月秋田市議会定例会において議決を経た予算およびその要領について（第346号） 25

○平成29年度分および平成30年度分市税督促状の公示送達について（第347号） 34

○秋田市太平山スキー場および太平山リゾート公園の指定管理者の指定について（第348号） 34

○市道の路線の廃止について（第349号） 34

○市道路線の認定について（第350号） 35

○道路の区域決定および供用開始について（第351号） 35

○指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)の指定について（第352号） 35

○指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)の更新について（第353号） 35

教 委 告 示

○教育委員会定例会の招集について（第16号） 36

選管告示

○選挙権を有する者の総数の50分の1および3分の1の数について（第12号） 36

農委告示

○農業委員会総会の招集について（第12号） 36

上下水道局告示

○秋田市上下水道事業に係る公金の徴収事務の委託について（第22号） 36

公 告

○許可した開発行為に関する工事の完了について 37

○放置自転車等の撤去および保管について 37

○公立大学法人秋田公立美術大学第2期中期目標の策定について 37

○地方独立行政法人市立秋田総合病院第2期中期目標の策定について 39

○農用地利用集積計画の策定について 40

○差押財産の公売について 40

○秋田農業振興地域整備計画の変更について 41

条 例

秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例

の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年12月20日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第53号

秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例の一部を改正する条例

秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例（昭和22年秋田市条例第4号）の一部を次のように改正する。
別表第2障がい者差別解消支援地域協議会委員の項の次に次のように加える。

中小企業振興推進会議委員	日額 7,000円
--------------	-----------

附 則

この条例は、平成31年2月1日から施行する。

秋田市都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年12月20日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第54号

秋田市都市公園条例の一部を改正する条例

秋田市都市公園条例（昭和39年秋田市条例第35号）の一部を次のように改正する。

別表第2八橋運動公園の項中

〔

陸上競技場	貸切使用	入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツに使用する場合	一般	1時間につき	7,610円	無料（大会、講習会等に使用するとき、又は市民以外の者が使用するときは、3,800円）
				高校生以下			
			アマチュアスポーツ以外に使用する場合		1日につき	最高入場料の額の100人分に相当する額（152,550円に満たない場合は、152,550円とする。）	
		入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツに使用する場合	一般	1時間につき	3,800円	
				高校生以下			無料（大会、講習会等に使用するとき、又は市民以外の者が使用するときは、1,230円）
			アマチュアスポーツ以外に使用する場合			19,020円	

個人使用	一般	1人1回につき	300円	午前6時から午後零時まで、午後零時から午後6時までを各1回とする。	
	高校生以下		無料（市民以外の者が使用するときは、150円）		
	一般	1人1年につき	5,140円		
	高校生以下		無料（市民以外の者が使用するときは、2,570円）		
	会議室		1室1時間につき	200円 冷暖房設備を使用する場合は、1時間につき270円を加算する。	
	ミーティング室			100円 冷暖房設備を使用する場合は、1時間につき110円を加算する。	
	役員室（大）			200円 冷暖房設備を使用する場合は、1時間につき270円を加算する。	
	役員室（小）			150円 冷暖房設備を使用する場合は、1時間につき180円を加算する。	

陸上競技場	貸切使用	入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツに使用する場合	一般	1時間につき	7,610円	午前6時から午後零時まで、午後零時から午後6時までを各1回とする。
				高校生以下		無料（大会、講習会等に使用するとき、又は市民以外の者が使用するときは、3,800円）	
		入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツ以外に使用する場合		1日につき	最高入場料の額の100人分に相当する額（152,550円に満たない場合は、152,550円とする。）	
		入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツに使用する場合	一般	1時間につき	3,800円	
				高校生以下		無料（大会、講習会等に使用するとき、又は市民以外の者が使用するときは、1,230円）	
		入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツ以外に使用する場合			19,020円	

						に	個人使用	一般	1人1日につき	300円				
							高校生以下			無料（市民以外の者が使用するときは、150円）				
					1人1年につき		一般			5,140円				
							高校生以下			無料（市民以外の者が使用するときは、2,570円）				
					1室1時間につき		会議室		200円	冷暖房設備を使用する場合は、1時間につき270円を加算する。				
							役員室（大）		200円					
							役員室（小）		150円					
							陸上競技場大型映像装置	貸切使用	入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツに使用する場合	1時間につき	4,500円		
										アマチュアスポーツに使用する場合		9,000円		
										アマチュアスポーツに使用する場合		2,250円		
										アマチュアスポーツに使用する場合		4,500円		
							陸上競技場夜間照明設備	貸切使用	入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツに使用する場合	全点灯	1時間につき	20,500円	
										全点灯の2分の1点灯		10,250円		
										全点灯の4分の1点灯		5,120円		
										アマチュアスポーツ以外に使用する場合	全点灯	41,000円		
										全点灯の2分の1点灯		20,500円		
										全点灯の4分の1点灯		10,250円		
										アマチュアスポーツに使用する場合	全点灯	10,250円		
										全点灯の2分の1点灯		5,120円		
										全点灯の4分の1点灯		2,560円		
										アマチュアスポーツ以外に使用する場合	全点灯	20,500円		
										全点灯の2分の1点灯		10,250円		
										全点灯の4分の1点灯		5,120円		

改める。

附 則

この条例は、平成31年3月1日から施行する。

秋田市障害福祉サービスセンター条例を廃止する条例をここに公布する。

平成30年12月20日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第55号

秋田市障害福祉サービスセンター条例を廃止する条例

秋田市障害福祉サービスセンター条例（平成8年秋田市条例第4号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

秋田市中小企業振興基本条例をここに公布する。

平成30年12月20日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第56号

秋田市中小企業振興基本条例

本市は、恵まれた自然と高い都市機能を併せ持ち、明治22年の市制施行以来、県都として、さらには北日本および日本海沿岸地域の要となる都市として、産業、文化等の中心となり発展し続けてきた。この発展は、市内の事業所の多くを占める中小企業が、歴史と文化を育むまちづくりの担い手となり支えてきたものである。

しかしながら、人口減少や少子高齢化の進行による国内市場の縮小、国際化および情報化の進展による競争の激化等により、中小企業を取り巻く環境は厳しさを増しており、これまで以上に積極的な事業活動が求められている。特に、小規模企業者においては、事業主の高齢化、後継者不足等により経営を維持することさえ困難な状況にある。

このような状況を踏まえ、本市は、中小企業の振興を市政の重要な政策の一つと位置付け、中小企業の創意工夫および自主的な努力を尊重しつつ、市、事業者、中小企業支援団体、大学等および市民等が一体となって中小企業の振興に向けた取組を推進することにより、中小企業の多様で活力ある成長発展および市民生活の更なる向上を目指し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、中小企業の振興について、基本理念を定め、および市の責務等を明らかにするとともに、中小企業の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、中小企業の振興に関する施策を総合的に推進し、もって本市の経済の持続的な発展および市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業者等 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）

第2条第1項に規定する中小企業者（第5号において「中小企業者」という。）および中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定する中小企業団体、商店街振興組合その他これらに類する団体であって、市内に事務所又は事業所（以下「事務所等」という。）を有するものをいう。

(2) 小規模企業者 中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模企業者であって、市内に事務所等を有するものをいう。

(3) 中小企業支援団体 商工会議所、商工会、中小企業団体中央会その他の中小企業に対する支援を行う団体であって、市内に事務所等を有するものをいう。

(4) 金融機関等 銀行、信用金庫、信用協同組合その他の金融に関する業務を行う事業者であって市内に本店、支店その他の営業所を有するものおよび信用保証協会をいう。

(5) 大企業者 中小企業者以外の事業者（会社および個人に限る。）であって、市内に事務所等を有するものをいう。

(6) 大学等 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学および高等専門学校ならびに研究機関であって、市内に事務所等を有するものをいう。

(7) 市民等 次に掲げるものをいう。

ア 市内に住所を有する者

イ 市内に事務所等を有する個人および法人その他の団体

ウ 市内に存する事務所等に勤務する者

エ 市内に存する学校に在学する者

(基本理念)

第3条 中小企業の振興は、次に掲げる事項を基本として行われなければならない。

(1) 中小企業者等の経営の改善および向上を図るための創意工夫および自主的な取組が促進されること。

(2) 市、中小企業者等、中小企業支援団体、金融機関等、大企業者、大学等、市民等その他の中小企業の事業活動に係るものの連携および協力の下に推進されること。

(3) 本市の地域資源を積極的に活用し、中小企業の多様で活力ある成長発展が図られること。

(4) 小規模企業者をはじめとする中小企業者等の事業活動に資する事業環境が整備され、中小企業の持続的な発展が図られること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、中小企業の振興に関する総合的な施策を策定し、および実施する責務を有する。

(中小企業者等の努力)

第5条 中小企業者等は、基本理念にのっとり、経済社会情勢の変化に対応してその事業の成長発展を図るために、自主的にその経営の改善および向上に努めるものとする。

2 中小企業者等は、基本理念にのっとり、地域における雇用の機会の創出および労働環境の整備に努めるとともに、その事業活動を通じて地域の振興に資するよう努めるものとする。

(中小企業支援団体等の役割)

第6条 中小企業支援団体は、基本理念にのっとり、その事業活動を通じて、中小企業者等が経営の改善および向上を図るために、行う取組に対して積極的な支援に努めるものとする。

2 金融機関等は、基本理念にのっとり、中小企業者等の資金需要に対する適切な対応ならびに経営の改善および向上への協力に努めるものとする。

3 大企業者は、基本理念にのっとり、その事業活動における中小企業が果たす役割の重要性についての理解を深めるとともに、中小企業者等との連携および協力に努めるものとする。

4 大学等は、基本理念にのっとり、人材の育成に努めるとともに、中小企業者等との共同研究、中小企業者等の技術の向上を図るために、その研究成果の中小企業者等への移転その他必要な協力に努めるものとする。

(市民等の理解および協力)

第7条 市民等は、基本理念にのっとり、中小企業の振興が、地域の経済の活性化、雇用の機会の創出および市民生活の向上に寄与することについての理解を深めるとともに、中小企業の健全な発展に協力するよう努めるものとする。

(基本方針)

第8条 市は、次に掲げる事項を基本として、中小企業の振興に関する施策を講ずるものとする。

- (1) 中小企業の経営基盤の強化を図ること。
- (2) 中小企業の新たな市場の開拓等を図ること。
- (3) 中小企業が供給する製品又は役務の価値の増加による競争力の強化を図ること。
- (4) 中小企業の新たな事業の創出の促進を図ること。
- (5) 地域の特性に応じた中小企業の事業活動の促進を図ること。
- (6) 中小企業の事業活動を担う人材の育成および確保を図ること。
- (7) 小規模企業者の自主的な取組が促進されるよう必要な支援を行うこと。

(指針)

第9条 市長は、中小企業の振興に関する施策の総合的な推進を図るため、中小企業の振興に関する指針（以下「指針」という。）を定めなければならない。

2 指針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 中小企業の振興に関する施策の方向
- (2) 前号に掲げるもののほか、中小企業の振興に関する施策を総合的に推進するために必要な事項
- 3 市長は、指針を定めようとするときは、あらかじめ、中小企業者等、中小企業支援団体および市民等の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、秋田市中小企業振興推進会議の意見を聽かなければならない。
- 4 市長は、指針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、指針の変更について準用する。

(中小企業振興推進会議)

第10条 中小企業の振興に関する事項を調査審議するため、秋田市中小企業振興推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

- 2 推進会議は、委員10人以内をもって組織する。
- 3 委員は、市、中小企業者等、中小企業支援団体、金融機関等、大企業者、大学等、市民等その他の中小企業の事業活動に関係のあるもののうちから、市長が任命し、又は委嘱する。
- 4 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任は妨げない。
- 5 前各項に定めるもののほか、推進会議の組織および運営に必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成31年2月1日から施行する。

秋田市営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年12月20日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第57号

秋田市営住宅条例の一部を改正する条例

秋田市営住宅条例（昭和34年秋田市条例第38号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

「牛島清水町集会所 秋田市牛島西四丁目29番」を

「牛島清水町集会所 秋田市牛島西四丁目29番
高梨台集会所 秋田市新藤田字高梨台173番地18」に、

「牛島清水町駐車場 秋田市牛島西四丁目29番」を

「牛島清水町駐車場 秋田市牛島西四丁目29番
高梨台駐車場 秋田市新藤田字高梨台173番地2
ほか」に

改める。

別表第4中

「牛島清水町駐車場 2,500円」を

「牛島清水町駐車場 2,500円
高梨台駐車場 2,200円」に

改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

秋田市職員給与条例および秋田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年12月20日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第58号

秋田市職員給与条例および秋田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

(秋田市職員給与条例の一部改正)

第1条 秋田市職員給与条例（昭和28年秋田市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第18条第1項中「4,200円」を「4,400円」に改め、同項ただし書中「6,300円」を「6,600円」に改める。

第27条第2項第1号中「100分の82.5」を「、6月に支給する場合においては100分の82.5、12月に支給する場合においては100分の92.5」に改め、同項第2号中「100分の40」を「、6月に支給する場合においては100分の40、12月に支給する場合においては100分の45」に改める。

附則第20項中「100分の0.825」を「、6月に支給する場合においては100分の0.825、12月に支給する場合においては100分の0.925」に、「100分の82.5」を「、6月に支給する場合においては100分の82.5、12月に支給する場合においては100分の92.5」に改める。

附則第21項を削る。

別表第1および別表第2を次のように改める。

別表第1 行政職給料表(第3条関係)

ア 行政職給料表(1)

職員の区分 号俸	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額							
再任用		円	円	円	円	円	円	円	円
職員お	1	143,669	194,145	230,616	263,965	290,160	320,888	365,017	410,757
よび任	2	144,777	195,958	232,228	265,879	292,376	323,105	367,636	413,175
期付職	3	145,986	197,772	233,740	267,692	294,693	325,422	370,155	415,694
員以外	4	147,095	199,585	235,352	269,808	296,809	327,639	372,775	418,112
の職員	5	148,203	201,197	236,863	271,622	298,824	329,855	374,689	420,026
	6	149,311	203,011	238,576	273,536	301,141	331,870	377,208	422,344
	7	150,419	204,824	240,087	275,450	303,459	334,087	379,525	424,459
	8	151,528	206,638	241,699	277,566	305,675	336,303	382,044	426,676
	9	152,636	208,351	243,009	279,682	307,690	338,318	384,562	428,691
	10	154,046	210,164	244,520	281,697	310,007	340,535	387,283	430,807
	11	155,356	211,978	246,132	283,812	312,224	342,550	389,902	432,922
	12	156,666	213,791	247,542	285,827	314,541	344,766	392,622	435,038
	13	157,976	215,202	249,054	287,842	316,657	346,580	395,040	436,751
	14	159,487	217,015	250,565	289,958	318,773	348,595	397,358	438,564
	15	160,998	218,728	251,875	291,973	320,989	350,710	399,574	440,579
	16	162,610	220,541	253,285	293,988	323,105	352,725	401,992	442,594
	17	163,920	222,254	254,796	295,902	325,120	354,438	403,806	444,509
	18	165,431	223,967	256,509	297,917	327,135	356,453	405,821	446,322
	19	166,942	225,579	258,222	300,033	329,150	358,267	407,735	448,136
	20	168,454	227,191	260,035	302,048	331,165	360,181	409,548	449,848
	21	169,864	228,702	261,647	304,063	332,978	362,196	411,463	451,662
	22	172,584	230,415	263,461	306,179	335,094	364,110	413,276	453,173
	23	175,204	232,027	265,174	308,194	337,109	366,125	415,090	454,584
	24	177,823	233,639	266,886	310,310	339,225	368,039	417,004	456,095
	25	180,544	234,848	268,901	312,022	340,635	370,054	418,817	457,505
	26	182,256	236,359	270,816	314,138	342,550	371,969	420,329	458,815
	27	183,969	237,770	272,629	316,153	344,464	373,984	421,840	460,125
	28	185,682	239,079	274,443	318,168	346,378	375,999	423,452	461,334
	29	187,193	240,389	276,155	319,982	348,091	377,510	425,064	462,341
	30	189,007	241,598	278,070	321,997	350,005	379,323	426,374	463,047
	31	190,820	242,606	279,984	324,112	351,919	381,137	427,683	463,853
	32	192,533	243,815	281,697	326,228	353,733	382,749	428,892	464,558
	33	194,145	245,124	283,309	327,538	355,647	384,562	430,101	465,263
	34	195,656	246,333	285,223	329,553	357,461	385,973	431,411	466,069
	35	197,167	247,542	287,036	331,467	359,274	387,484	432,721	466,774
	36	198,679	248,852	288,951	333,583	360,987	389,096	433,930	467,379
	37	199,988	249,759	290,563	335,497	362,397	390,507	435,139	467,883
	38	201,298	251,169	292,275	337,411	363,707	391,716	435,945	468,487
	39	202,608	252,580	294,089	339,426	365,118	392,925	436,751	469,092
	40	203,918	254,091	295,902	341,341	366,528	394,033	437,557	469,696
	41	205,227	255,502	297,514	343,255	367,838	395,141	438,161	470,200
	42	206,537	256,912	299,227	345,169	368,745	396,350	438,867	470,704
	43	207,847	258,323	300,738	346,983	369,853	397,559	439,572	471,107
	44	209,157	259,632	302,350	348,897	370,961	398,667	440,277	471,409
	45	210,366	260,841	303,962	350,408	371,767	399,373	441,083	471,711
	46	211,675	262,151	305,675	351,819	372,674	400,078	441,889	
	47	212,985	263,562	307,287	353,330	373,581	400,783	442,292	
	48	214,295	264,871	309,000	354,841	374,487	401,488	442,997	

49	215,403	266,080	310,007	356,453	375,394	402,093	443,501
50	216,511	267,189	311,519	357,259	376,200	402,697	443,904
51	217,519	268,498	313,030	358,468	377,006	403,201	444,307
52	218,627	269,808	314,642	359,476	377,812	403,604	444,710
53	219,735	270,816	316,254	360,382	378,517	404,007	445,113
54	220,743	271,924	317,866	361,491	379,223	404,309	445,516
55	221,650	273,234	319,478	362,397	379,928	404,612	445,919
56	222,657	274,543	320,989	363,506	380,633	404,914	446,221
57	223,161	275,551	322,500	364,412	381,137	405,216	446,524
58	224,068	276,558	323,709	365,118	381,741	405,518	446,927
59	224,874	277,465	324,918	365,823	382,346	405,821	447,229
60	225,780	278,573	326,127	366,528	383,051	406,123	447,531
61	226,486	279,682	326,833	366,931	383,454	406,425	447,833
62	227,493	280,689	327,739	367,536	384,159	406,727	
63	228,299	281,596	328,545	368,241	384,764	407,030	
64	229,206	282,603	329,351	368,946	385,368	407,332	
65	229,911	283,208	330,258	369,248	385,771	407,634	
66	230,717	284,115	330,661	369,954	386,376	407,936	
67	231,624	284,820	331,366	370,659	386,980	408,239	
68	232,732	285,727	332,172	371,364	387,585	408,541	
69	233,437	286,734	332,978	371,666	387,988	408,742	
70	234,143	287,540	333,684	372,271	388,492	409,045	
71	234,747	288,346	334,389	372,976	388,995	409,347	
72	235,553	289,152	335,094	373,581	389,600	409,649	
73	236,359	289,958	335,598	373,883	389,902	409,851	
74	237,064	290,462	336,202	374,487	390,305	410,153	
75	237,770	290,865	336,706	375,193	390,708	410,455	
76	238,374	291,369	337,311	375,797	391,111	410,657	
77	239,079	291,469	337,613	376,200	391,413	410,858	
78	239,885	291,872	338,117	376,704	391,716	411,160	
79	240,691	292,074	338,520	377,308	392,018	411,463	
80	241,397	292,477	339,023	377,812	392,320	411,664	
81	242,001	292,678	339,426	378,316	392,522	411,866	
82	242,706	292,880	339,930	378,920	392,824	412,168	
83	243,412	293,283	340,434	379,424	393,126	412,470	
84	244,117	293,585	340,938	379,726	393,328	412,672	
85	244,721	293,887	341,240	380,129	393,529	412,873	
86	245,427	294,190	341,643	380,633	393,831		
87	246,132	294,492	342,147	381,036	394,134		
88	246,837	294,895	342,550	381,439	394,335		
89	247,442	295,197	342,852	381,842	394,537		
90	247,945	295,600	343,255	382,346	394,839		
91	248,248	295,902	343,759	382,749	395,141		
92	248,651	296,305	344,162	383,152	395,343		
93	248,953	296,406	344,363	383,454	395,544		
94		296,608	344,766				
95		297,011	345,270				
96		297,414	345,673				
97		297,615	345,774				
98		297,917	346,277				
99		298,320	346,680				
100		298,723	346,983				
101		298,925	347,285				
102		299,227	347,688				

	103		299,630	348,091					
	104		299,932	348,494					
	105		300,134	348,998					
	106		300,436	349,401					
	107		300,839	349,804					
	108		301,141	350,207					
	109		301,343	350,710					
	110		301,746	351,113					
	111		302,149	351,416					
	112		302,451	351,718					
	113		302,552	352,222					
	114		302,854						
	115		303,156						
	116		303,559						
	117		303,761						
	118		303,962						
	119		304,265						
	120		304,567						
	121		304,970						
	122		305,171						
	123		305,474						
	124		305,776						
	125		306,078						
再任用職員		188,704	216,411	256,711	276,256	291,469	317,060	359,073	392,421
任期付職員	1	148,203							
	2	180,544							

別表第2 医療職給料表（第3条関係）

ア 医療職給料表(1)

職員の区分	職務の級 号俸	1 級		2 級		3 級	
			給料月額		給料月額		給料月額
再任用職員および任期付職員以外の職員	1		円 246,400		円 331,800		円 396,700
	2		248,900		334,800		399,600
	3		251,400		337,700		402,500
	4		253,900		340,700		405,300
	5		256,200		343,400		408,000
	6		260,000		346,700		410,700
	7		263,800		349,800		413,500
	8		267,600		352,900		416,200
	9		271,200		355,700		418,600
	10		275,200		358,600		421,300
	11		279,200		361,700		423,900
	12		283,200		364,900		426,600
	13		287,000		367,900		429,000
	14		291,000		371,500		431,500
	15		294,900		374,700		433,900
	16		298,800		378,400		436,400
	17		302,600		382,000		438,500
	18		306,200		384,700		440,900
	19		309,700		387,500		443,200
	20		313,300		390,200		445,600

		316,900	393,100	447,200
	21	320,600	395,700	449,600
	22	324,100	398,300	452,000
	23	327,600	400,700	454,300
	24	331,100	402,900	456,300
	25	333,900	405,200	458,600
	26	336,500	407,400	460,800
	27	339,100	409,700	463,100
	28	341,900	412,000	465,300
	29	344,000	414,100	467,600
	30	346,200	416,100	469,900
	31	348,600	418,200	472,100
	32	350,900	420,200	474,100
	33	353,300	422,100	476,200
	34	355,500	423,900	478,300
	35	358,000	425,900	480,400
	36	360,400	427,800	482,500
	37	362,800	429,800	484,300
	38	365,200	431,800	486,100
	39	367,400	433,800	487,900
	40	369,700	435,600	489,600
	41	371,100	437,400	491,400
	42	372,600	439,100	493,200
	43	374,000	440,900	495,000
	44	375,300	442,800	496,600
	45	376,700	444,600	498,300
	46	378,200	446,400	500,100
	47	379,700	448,100	501,900
	48	380,900	449,900	503,500
	49	381,900	451,600	504,800
	50	382,900	453,400	506,100
	51	383,800	455,200	507,400
	52	384,700	457,100	508,500
	53	385,600	458,300	509,800
	54	386,300	459,500	511,100
	55	387,200	460,700	512,400
	56	388,000	461,900	513,400
	57	388,900	462,900	514,200
	58	389,700	463,900	515,000
	59	390,500	464,900	515,800
	60	391,100	465,700	516,700
	61	391,600	466,400	517,500
	62	392,000	467,100	518,400
	63	392,500	467,800	519,200
	64	392,800	468,500	520,100
	65		469,200	521,000
	66		469,900	521,700
	67		470,600	522,600
	68		470,900	523,500
	69		471,600	524,300
	70		472,300	525,200
	71		473,000	526,100
	72		473,400	526,900
	73		474,000	527,800
	74			

	75		474,700	528,700
	76		475,400	529,400
	77		475,800	530,200
	78		476,400	531,100
	79		477,000	532,000
	80		477,500	532,900
	81		478,100	533,700
	82		478,600	534,600
	83		479,100	535,500
	84		479,600	536,400
	85		480,000	537,200
	86		480,600	538,100
	87		481,000	539,000
	88		481,500	539,900
	89		482,000	540,700
	90		482,600	
	91		483,200	
	92		483,600	
	93		484,100	
	94		484,700	
	95		485,300	
	96		485,900	
	97		486,400	
再任用職員		295,800	338,200	392,600
任期付職員		271,200		

イ 医療職給料表(2)

職員の区分	職務の級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員お よび任期付職 員以外の職員	1	148,606	186,790	222,556	248,852	281,092	328,747
	2	150,016	188,402	224,168	250,162	283,107	330,762
	3	151,427	190,014	225,780	251,371	285,324	332,978
	4	152,837	191,626	227,392	252,781	287,439	335,195
	5	154,046	193,137	228,803	253,990	289,656	337,109
	6	155,860	194,749	230,415	255,199	291,772	339,326
	7	157,573	196,361	231,926	256,408	293,887	341,341
	8	159,285	197,873	233,538	257,517	296,003	343,557
	9	160,998	199,485	234,747	258,826	298,018	345,371
	10	162,711	201,197	236,258	259,834	300,235	347,486
	11	164,424	202,809	237,669	260,841	302,350	349,703
	12	166,237	204,522	238,878	261,849	304,567	351,819
	13	167,748	206,134	240,591	263,159	306,683	353,330
	14	169,663	207,746	242,001	264,670	308,597	355,345
	15	171,678	209,358	243,210	266,282	310,713	357,259
	16	173,592	210,970	244,621	267,692	312,728	359,274
	17	175,506	212,481	245,628	269,204	314,843	361,188
	18	177,420	214,093	246,837	271,017	316,858	363,203
	19	179,234	215,806	248,046	272,831	318,974	365,218
	20	181,148	217,519	249,255	274,644	321,090	367,233
	21	183,062	218,829	250,666	276,458	322,903	369,047

22	184,574	220,340	251,673	278,271	324,918	371,062
23	186,085	221,750	252,681	280,085	326,732	373,178
24	187,596	223,262	253,789	281,797	328,747	375,293
25	189,208	224,672	254,998	283,611	330,560	376,704
26	190,719	226,083	256,408	285,525	332,475	378,517
27	192,231	227,392	257,819	287,439	334,490	380,331
28	193,641	228,702	259,330	289,253	336,505	382,044
29	195,152	230,113	260,741	291,167	337,915	383,857
30	196,462	231,523	262,453	292,981	339,729	385,368
31	197,772	233,034	264,166	294,794	341,441	386,980
32	199,082	234,445	265,778	296,708	343,255	388,693
33	200,492	235,654	267,289	298,421	344,968	390,003
34	201,903	236,964	269,103	300,134	346,781	391,313
35	203,313	237,971	270,816	301,947	348,695	392,622
36	204,724	239,281	272,528	303,761	350,509	393,831
37	205,832	240,691	274,040	305,171	352,322	394,940
38	207,142	242,001	275,752	306,884	354,035	396,149
39	208,451	243,109	277,465	308,395	355,647	397,257
40	209,761	244,419	279,077	310,007	357,360	398,365
41	210,970	245,729	280,689	311,720	358,569	399,171
42	212,179	246,938	282,301	313,433	359,677	399,977
43	213,388	248,147	284,014	315,045	360,886	400,783
44	214,597	249,255	285,727	316,758	362,095	401,589
45	215,806	250,363	287,238	317,765	363,304	401,992
46	216,914	251,774	288,951	319,176	364,110	402,597
47	217,922	253,285	290,663	320,687	365,319	403,100
48	219,030	254,696	292,275	322,299	366,427	403,503
49	220,038	256,308	293,585	323,709	367,435	403,906
50	221,045	257,718	295,197	325,019	368,442	404,209
51	221,952	259,129	296,507	326,228	369,450	404,511
52	222,959	260,438	298,119	327,538	370,457	404,813
53	223,463	261,547	299,429	328,646	371,263	405,115
54	224,370	262,957	300,940	329,654	372,069	405,418
55	225,075	264,368	302,350	330,762	372,976	405,720
56	226,083	265,677	303,862	331,769	373,883	406,022
57	226,788	266,584	304,970	332,273	374,387	406,324
58	227,695	267,894	306,179	333,180	375,193	406,627
59	228,400	269,204	307,388	333,986	375,999	406,929
60	229,206	270,513	308,798	334,893	376,805	407,332
61	230,113	271,420	310,108	335,699	377,208	407,533
62	230,919	272,629	311,317	336,001	377,913	407,836
63	231,825	273,939	312,627	336,605	378,618	408,138
64	232,934	275,249	313,836	337,311	379,323	408,440
65	233,538	276,155	315,246	337,915	379,726	408,642
66	234,344	277,264	316,052	338,620	380,331	
67	235,150	278,170	316,858	339,326	381,036	
68	235,956	279,279	317,664	340,031	381,641	
69	236,661	280,286	318,269	340,736	382,044	
70	237,367	281,294	318,974	341,240	382,547	
71	238,072	282,402	319,679	341,844	383,051	
72	238,676	283,510	320,284	342,449	383,555	
73	239,382	284,215	320,989	342,751	384,159	
74	240,188	284,921	321,191	343,356	384,663	
75	240,994	285,424	321,795	343,859	385,268	

	76	241,699	286,230	322,400	344,464	385,872	
	77	242,203	287,036	323,004	344,968	386,376	
	78	242,807	287,641	323,508	345,471	386,880	
	79	243,412	288,245	324,012	345,975	387,383	
	80	244,016	288,850	324,515	346,378	387,887	
	81	244,318	289,555	325,120	346,680	388,189	
	82	244,721	290,059	325,624	346,983	388,693	
	83	245,124	290,462	326,027	347,386	389,096	
	84	245,527	290,865	326,530	347,688	389,499	
	85	245,830	291,066	327,034	348,192	389,902	
	86		291,268	327,437	348,494		
	87		291,469	327,639	348,796		
	88		291,671	328,042	349,098		
	89		292,074	328,445	349,501		
	90		292,275	328,848	349,804		
	91		292,477	329,251	350,207		
	92		292,678	329,654	350,509		
	93		293,081	329,956	350,912		
	94		293,283	330,157	351,214		
	95		293,484	330,560	351,516		
	96		293,787	330,863	351,819		
	97		294,190	331,064	352,121		
	98		294,492	331,366	352,524		
	99		294,693	331,669	352,927		
	100		294,996	331,971	353,330		
	101		295,298	332,172	353,834		
	102		295,499	332,475	354,237		
	103		295,701	332,878	354,640		
	104		296,003	333,079	355,043		
	105		296,305	333,180	355,546		
	106			333,482			
	107			333,885			
	108			334,087			
	109			334,288			
	110			334,691			
	111			335,094			
	112			335,497			
	113			335,699			
再任用職員		189,712	216,511	244,923	258,423	283,812	324,818
任期付職員			186,790				

第2条 秋田市職員給与条例の一部を次のように改正する。

第26条第2項中「、6月に支給する場合においては100分の117.5、12月に支給する場合においては100分の132.5」を「100分の125」に改め、同条第3項中「100分の117.5」とあるのは「100分の62.5」と、「100分の132.5」を「100分の125」に、「100分の77.5」を「100分の70」に改める。

第27条第2項第1号中「、6月に支給する場合においては100分の82.5、12月に支給する場合においては100分の92.5」を「100分の87.5」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合においては100分の40、12月に支給する場合においては100分の45」を「100分の42.5」に改める。

附則第20項中「、6月に支給する場合においては100分の

0.825、12月に支給する場合においては100分の0.925」を「100分の0.875」に、「、6月に支給する場合においては100分の82.5、12月に支給する場合においては100分の92.5」を「100分の87.5」に改める。

(秋田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 秋田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成18年秋田市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「あり、および」を「あるいは「100分の155」と、「に、「100分の155」を「100分の165」に改める。

附則第3項を削る。

別表中「372,000」を「375,797」に、「420,000」を「424,157」に、「471,000」を「474,815」に、「532,000」を「536,309」に、

「607,000」を「611,916」に、「709,000」を「714,742」に、「829,000」を「835,714」に改める。

第4条 秋田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の117.5」とあるのは「100分の155」と、「100分の132.5」を「100分の125」に、「100分の165」を「100分の160」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条および第4条の規定は、平成31年4月1日から施行する。

2 第1条の規定（秋田市職員給与条例（以下「給与条例」という。）第27条第2項および附則第20項の改正規定を除く。）による改正後の給与条例の規定および第3条の規定（秋田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「任期付職員条例」という。）第8条第2項の改正規定を除く。）による改正後の任期付職員条例の規定は平成30年4月1日から、第1条の規定（給与条例第27条第2項および附則第20項の改正規定に限る。）による改正後の給与条例の規定および第3条の規定（任期付職員条例第8条第2項の改正規定に限る。）による改正後の任期付職員条例の規定は同年12月1日から適用する。
(給与の内払)

3 第1条の規定による改正後の給与条例又は第3条の規定による改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与（秋田市職員給与条例等の一部を改正する条例（平成28年秋田市条例第1号。以下「平成28年改正条例」という。）附則第6項の規定に基づいて支給された給料を含む。）又は第3条の規定による改正前の任期付職員条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ第1条の規定による改正後の給与条例の規定による給与（平成28年改正条例附則第6項の規定による給料を含む。）又は第3条の規定による改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年12月20日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第59号

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 特別職の職員の給与に関する条例（昭和26年秋田市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第7条中「100分の155」を「6月に支給する場合においては100分の155、12月に支給する場合においては100分の165」に改める。

第2条 特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条中「6月に支給する場合においては100分の155、12月に支給する場合においては100分の165」を「100分の160」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の特別職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成30年12月1日から適用する。
(期末手当の内払)

3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の特別職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件および職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年12月20日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第60号

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件および職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を改正する条例

第1条 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件および職務に専念する義務の特例に関する条例（平成3年秋田市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の155」を「6月に支給する場合においては100分の155、12月に支給する場合においては100分の165」に改める。

第2条 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件および職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条中「6月に支給する場合においては100分の155、12月に支給する場合においては100分の165」を「100分の160」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件および職務に専念する義務の特例に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成30年12月1日から適用する。
(期末手当の内払)

3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件および職務に専念する義務の特例に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年12月20日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第61号

秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例の一部を改正する条例

第1条 秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例（昭和22年秋田市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の155」を「100分の165」に改める。
第2条 秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の152.5」を「100分の157.5」に、「100分の165」を「100分の160」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成30年12月1日から適用する。
- （期末手当の内払）
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

規 則

秋田市障害福祉サービスセンター条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

平成30年12月20日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第42号

秋田市障害福祉サービスセンター条例施行規則を廃止する規則

秋田市障害福祉サービスセンター条例施行規則（平成8年秋田市規則第6号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

秋田市職員給与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年12月27日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第43号

秋田市職員給与条例施行規則の一部を改正する規則

秋田市職員給与条例施行規則（昭和28年秋田市規則第10号）の一部を次のように改正する。

第12条の4中「4,200円」を「4,400円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の秋田市職員給与条例施行規則の規定は、平成30年4月1日から適用する。

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年12月27日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第44号

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（平成18年秋田市規則第28号）の一部を次のように改正する。

附則第4項の前の見出し中「平成30年1月1日」を「平成31年1月1日」に改め、同項中「平成30年1月1日」を「平成31年1月1日」に、「平成29年1月1日」を「平成30年1月1日」に改める。

附則第6項中「平成29年1月1日」を「平成30年1月1日」に改める。

附則第7項中「平成30年1月1日」を「平成31年1月1日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

教 委 規 則

秋田市立小、中学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年12月27日

秋田市教育委員会
教育長 佐 藤 孝 哉

秋田市教委規則第12号

秋田市立小、中学校管理規則の一部を改正する規則

秋田市立小、中学校管理規則（昭和32年秋田市教委規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第3号中「3月22日」を「3月23日」に改め、同項第4号中「7月24日」を「7月20日」に改め、同項第5号中の「翌日」を削り、同項第6号中「1月12日」を「1月10日」に改める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

訓 令

秋田市訓令第3号

府 中 一 般
関 係 各 所

秋田市単純労務職員の給与の基準に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成30年12月27日

秋田市長 穂 積 志

秋田市単純労務職員の給与の基準に関する規程の一部を改正する訓令

秋田市単純労務職員の給与の基準に関する規程（平成12年秋田市訓令第1号）の一部を次のように改正する。

附則第3項を削る。

別表第1を次のように改める。

別表第1 行政職給料表(2)（第2条関係）

職員の区分 号俸	職務の級	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用		円	円	円	円
職員および任	1	129,866	181,652	203,515	250,968
期付職員以外の職員	2	130,773	183,163	204,925	252,177
	3	131,781	184,674	206,336	253,285
	4	132,687	186,186	207,645	254,494
	5	133,695	187,495	208,955	255,401
	6	134,702	189,007	210,366	256,711
	7	135,710	190,417	211,776	257,819
	8	136,717	191,727	213,187	259,028
	9	137,523	193,137	214,597	260,136
	10	138,531	194,346	216,209	261,244
	11	139,538	195,656	217,821	262,453
	12	140,647	196,764	219,232	263,662
	13	141,453	197,973	220,541	264,670
	14	142,460	199,082	222,053	265,778
	15	143,468	200,190	223,564	266,786
	16	144,475	201,298	224,874	267,793
	17	145,583	202,406	225,780	268,901
	18	146,792	203,515	226,586	270,110
	19	148,001	204,522	227,493	271,219
	20	149,210	205,530	228,501	272,125
	21	150,319	206,537	229,407	273,133
	22	151,528	207,645	230,919	274,241
	23	152,737	208,754	232,228	275,349
	24	153,946	209,761	233,337	276,357
	25	155,155	210,668	234,848	277,264
	26	156,666	211,575	236,158	278,372
	27	158,177	212,280	237,467	279,480
	28	159,688	213,187	238,777	280,588
	29	161,099	214,093	239,785	281,495
	30	162,610	215,302	240,994	282,603
	31	164,121	216,310	242,303	283,611
	32	165,633	217,217	243,512	284,618
	33	167,144	217,922	244,621	285,424
	34	168,957	219,131	245,930	286,331
	35	170,771	220,239	247,039	287,238
	36	172,584	221,448	248,248	288,346
	37	174,398	222,153	249,557	288,951
	38	176,111	223,362	250,766	289,857
	39	177,823	224,571	252,076	290,764
	40	179,536	225,680	253,386	291,671
	41	181,148	226,586	254,393	292,376
	42	182,559	227,795	255,703	293,384
	43	183,969	228,803	256,811	294,391
	44	185,380	229,911	258,121	295,298
	45	186,891	231,019	259,028	296,003
	46	188,301	232,128	260,136	296,910
	47	189,712	233,236	261,345	297,817
	48	191,122	234,243	262,353	298,723
	49	192,432	235,251	263,562	299,429

	50	193,641	236,359	264,771	300,033
	51	194,749	237,467	265,980	300,738
	52	195,958	238,676	266,886	301,544
	53	197,067	239,785	267,894	302,149
	54	198,175	240,792	269,002	302,955
	55	199,283	241,699	270,211	303,660
	56	200,391	242,505	271,420	304,365
	57	201,500	243,412	272,226	305,071
	58	202,507	244,419	273,234	305,776
	59	203,515	245,427	274,342	306,582
	60	204,522	246,333	275,349	307,287
	61	205,630	247,240	276,458	307,892
	62	206,537	248,147	277,566	308,597
	63	207,444	249,054	278,372	309,302
	64	208,351	249,960	279,480	310,007
	65	209,056	250,766	280,286	310,511
	66	209,862	251,572	281,092	311,015
	67	210,567	252,378	281,898	311,619
	68	211,373	253,084	282,704	312,224
	69	211,776	253,890	283,409	312,828
	70	212,381	254,494	284,215	313,231
	71	212,683	254,897	285,021	313,735
	72	213,287	255,300	285,727	314,239
	73	213,489	255,502	286,533	314,541
	74	214,093	255,905	287,238	315,045
	75	214,597	256,408	288,044	315,549
	76	215,403	256,912	288,850	315,952
	77	215,605	257,315	289,454	316,153
	78	216,310	257,718	289,958	316,455
	79	216,814	258,222	290,462	316,758
	80	217,418	258,726	290,865	317,060
	81	218,123	259,028	291,268	317,362
	82	218,627	259,330	291,671	317,664
	83	219,232	259,632	292,175	317,967
	84	219,937	259,935	292,678	318,269
	85	220,541	260,136	293,081	318,470
	86	221,045	260,338	293,686	318,873
	87	221,549	260,640	294,290	319,176
	88	222,254	260,942	294,895	319,377
	89	222,758	261,144	295,197	319,579
	90	223,362	261,345	295,701	319,881
	91	223,967	261,748	296,205	320,183
	92	224,471	261,950	296,608	320,485
	93	224,874	262,252	297,011	320,687
	94	225,377	262,655	297,514	320,989
	95	225,881	262,957	298,018	321,291
	96	226,385	263,259	298,522	321,493
	97	226,889	263,461	298,824	321,694
	98	227,392	263,763	299,227	321,997
	99	227,896	263,965	299,731	322,299
	100	228,400	264,267	300,235	322,500
	101	228,803	264,569	300,638	322,702
	102	229,307	264,771	301,041	
	103	229,911	265,073	301,343	

	104	230,516	265,375	301,645	
	105	230,919	265,577	301,947	
	106	231,422	265,778	302,350	
	107	231,725	266,080	302,753	
	108	232,128	266,282	303,156	
	109	232,329	266,584	303,459	
	110	232,732	266,886	303,862	
	111	233,236	267,189	304,265	
	112	233,740	267,390	304,567	
	113	233,941	267,592	304,768	
	114	234,445	267,894	305,071	
	115	234,949	268,095	305,373	
	116	235,452	268,297	305,574	
	117	235,755	268,599	305,776	
	118	236,158	268,901	306,078	
	119	236,561	269,204	306,380	
	120	236,964	269,506	306,582	
	121	237,367	269,607	306,783	
	122		269,909	307,086	
	123		270,211	307,388	
	124		270,513	307,589	
	125		270,614	307,791	
	126		270,916	308,093	
	127		271,219	308,395	
	128		271,521	308,597	
	129		271,622	308,798	
	130		271,924	309,101	
	131		272,226	309,403	
	132		272,528	309,604	
	133		272,629	309,806	
	134		272,931		
	135		273,234		
	136		273,536		
	137		273,637		
再任用職員		194,649	205,832	224,471	245,427
任期付職員		145,583			

備考 この表において、「再任用職員」とは地方公務員法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により雇用された職員をいい、「任期付職員」とは秋田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成18年秋田市条例第4号）第3条又は第4条の規定により雇用された職員をいう。

別表第5中	「	57	」	に改める。 を	附 則 (施行期日等)
	57	56			1 この訓令は、公布の日から施行する。
	57	57			2 この訓令（別表第5の改正規定を除く。）による改正後の秋田市単純労務職員の給与の基準に関する規程の規定および附則第4項の規定による改正後の秋田市単純労務職員の給与の基準に関する規程の一部を改正する訓令（平成18年秋田市訓令第11号。以下「平成18年改正訓令」という。）の規定は、平成30年4月1日から適用する。 (給料の切替え等)
	58	57			3 この訓令の規定による職員の給料の切替えおよびその切替えに伴う措置に関しては、秋田市職員給与条例および秋田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例
	58	58			
	58	58			
	59	58			
	59	59			
	59	59			
	60	59			
	」	」			

(平成30年秋田市条例第58号)に従って行われる職員の例による。 (平成18年改正訓令の一部改正) 4 平成18年改正訓令の一部を次のように改正する。	附則第4項を削る。 附則第5項中「前3項」を「前2項」に改め、同項を附則第4項とする。 附則別表を次のように改める。
---	--

附則別表 行政職給料表(2)(附則第2項関係)

職務 の級 号 備	1 級	2 級	3 級	4 級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	143,669	194,145	230,616	263,965
2	144,777	195,958	232,228	265,879
3	145,986	197,772	233,740	267,692
4	147,095	199,585	235,352	269,808
5	148,203	201,197	236,863	271,622
6	149,311	203,011	238,576	273,536
7	150,419	204,824	240,087	275,450
8	151,528	206,638	241,699	277,566
9	152,636	208,351	243,009	279,682
10	154,046	210,164	244,520	281,697
11	155,356	211,978	246,132	283,812
12	156,666	213,791	247,542	285,827
13	157,976	215,202	249,054	287,842
14	159,487	217,015	250,565	289,958
15	160,998	218,728	251,875	291,973
16	162,610	220,541	253,285	293,988
17	163,920	222,254	254,796	295,902
18	165,431	223,967	256,509	297,917
19	166,942	225,579	258,222	300,033
20	168,454	227,191	260,035	302,048
21	169,864	228,702	261,647	304,063
22	172,584	230,415	263,461	306,179
23	175,204	232,027	265,174	308,194
24	177,823	233,639	266,886	310,310
25	180,544	234,848	268,901	312,022
26	182,256	236,359	270,816	314,138
27	183,969	237,770	272,629	316,153
28	185,682	239,079	274,443	318,168
29	187,193	240,389	276,155	319,982
30	189,007	241,598	278,070	321,997
31	190,820	242,606	279,984	324,112
32	192,533	243,815	281,697	326,228
33	194,145	245,124	283,309	327,538
34	195,656	246,333	285,223	329,553
35	197,167	247,542	287,036	331,467
36	198,679	248,852	288,951	333,583
37	199,988	249,759	290,563	335,497
38	201,298	251,169	292,275	337,411
39	202,608	252,580	294,089	339,426
40	203,918	254,091	295,902	341,341
41	205,227	255,502	297,514	343,255
42	206,537	256,912	299,227	345,169
43	207,847	258,323	300,738	346,983
44	209,157	259,632	302,350	348,897

45	210,366	260,841	303,962	350,408
46	211,675	262,151	305,675	351,819
47	212,985	263,562	307,287	353,330
48	214,295	264,871	309,000	354,841
49	215,403	266,080	310,007	356,453
50	216,511	267,189	311,519	357,259
51	217,519	268,498	313,030	358,468
52	218,627	269,808	314,642	359,476
53	219,735	270,816	316,254	360,382
54	220,743	271,924	317,866	361,491
55	221,650	273,234	319,478	362,397
56	222,657	274,543	320,989	363,506
57	223,161	275,551	322,500	364,412
58	224,068	276,558	323,709	365,118
59	224,874	277,465	324,918	365,823
60	225,780	278,573	326,127	366,528
61	226,486	279,682	326,833	366,931
62	227,493	280,689	327,739	367,536
63	228,299	281,596	328,545	368,241
64	229,206	282,603	329,351	368,946
65	229,911	283,208	330,258	369,248
66	230,717	284,115	330,661	369,954
67	231,624	284,820	331,366	370,659
68	232,732	285,727	332,172	371,364
69	233,437	286,734	332,978	371,666
70	234,143	287,540	333,684	372,271
71	234,747	288,346	334,389	372,976
72	235,553	289,152	335,094	373,581
73	236,359	289,958	335,598	373,883
74	237,064	290,462	336,202	374,487
75	237,770	290,865	336,706	375,193
76	238,374	291,369	337,311	375,797
77	239,079	291,469	337,613	376,200
78	239,885	291,872	338,117	376,704
79	240,691	292,074	338,520	377,308
80	241,397	292,477	339,023	377,812
81	242,001	292,678	339,426	378,316
82	242,706	292,880	339,930	378,920
83	243,412	293,283	340,434	379,424
84	244,117	293,585	340,938	379,726
85	244,721	293,887	341,240	380,129
86	245,427	294,190	341,643	380,633
87	246,132	294,492	342,147	381,036
88	246,837	294,895	342,550	381,439
89	247,442	295,197	342,852	381,842
90	247,945	295,600	343,255	382,346
91	248,248	295,902	343,759	382,749
92	248,651	296,305	344,162	383,152
93	248,953	296,406	344,363	383,454
94		296,608	344,766	
95		297,011	345,270	
96		297,414	345,673	
97		297,615	345,774	
98		297,917	346,277	

99		298,320	346,680	
100		298,723	346,983	
101		298,925	347,285	
102		299,227	347,688	
103		299,630	348,091	
104		299,932	348,494	
105		300,134	348,998	
106		300,436	349,401	
107		300,839	349,804	
108		301,141	350,207	
109		301,343	350,710	
110		301,746	351,113	
111		302,149	351,416	
112		302,451	351,718	
113		302,552	352,222	
114		302,854		
115		303,156		
116		303,559		
117		303,761		
118		303,962		
119		304,265		
120		304,567		
121		304,970		
122		305,171		
123		305,474		
124		305,776		
125		306,078		

告 示

条第3項の規定により告示する。

平成30年12月3日

秋田市長 穂 積 志

指定緊急避難場所

1 施設数 8箇所

2 名称、所在地、対象とする異常な現象の種類および想定収容人数については、別表のとおりとする。

秋田市告示第328号

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の4第1項の規定に基づき、指定緊急避難場所を次のとおり指定したので、同

別表

指定緊急避難場所

NO	名称	所在地	対象とする異常な現象の種類					想定収容人数
			洪水	地滑り	土石流及び 崖崩れ、 及び	地震	津波	
1	秋田県立中央公園	秋田市雄和椿川字駒坂台4番地1	○	○	○			38,500人
2	聖霊女子短期大学付属高等学校グラウンド	秋田市南通みその町4番82号		○	○			2,500人
3	秋田モータースクール自動車教習場	秋田市茨島四丁目3番36号		○	○			9,419人
4	社会福祉法人恩講児童保育院グラウンド	秋田市寺内神屋敷2番1号	○		○	○	○	津波5,000人 津波以外2,500人
5	秋田なまはげ農業協同組合雄和支店駐車場	秋田市雄和石田字中大部3番地		○	○			2,890人
6	秋田なまはげ農業協同組合大正寺資材倉庫駐車場	秋田市雄和新波字本屋敷1番地1		○	○			1,000人

7	秋田県立大学陸上競技場	秋田市下新城中野字街道端西241番地7	○	○	○		11,173人
8	下浜羽川遊園地	秋田市下浜羽川字二十町41番地2	○	○	○		480人

秋田市告示第329号

介護保険法（平成9年法律第123号）第70条第1項および第115条の2第1項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条および第115条の10の規定により告示する。

平成30年12月4日

秋田市長 穂 積 志

事業者の 名 称	事業所の 名 称	事業所の 所 在 地	指 定 の 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
合同会社 ケアステー ション心音	訪問看護ステー ション心音	秋田市広 面字樋ノ 沖35番地 2	平成30年 12月1日	訪問看護、 介護予防 訪問看護

秋田市告示第330号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項、第115条の5第2項および第115条の15第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者、指定介護予防サービス事業者および指定介護予防地域密着型サービス事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第78条、第115条の10および第115条の20の規定により告示する。

平成30年12月5日

秋田市長 穂 積 志

事業者の 名 称	事業所の 名 称	事業所の 所 在 地	廢 止 の 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
株式会社 サノ	株式会社サノ	秋田市卸 町三丁目 4番2号	平成30年 11月30日	福祉用具 貸与、介 護予防福 祉用具貸 与、特定 福祉用具 販売、特 定介護予 防福祉用 具販売
企業組合 秋田福祉 サービス	大学病院前認 知症ディサー ビス	秋田市広 面字二階 堤20番地 1	平成30年 11月30日	介護予防 認知症対 応型通所 介護

秋田市告示第331号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので、同法第69条の規定により告示する。

平成30年12月6日

秋田市長 穂 積 志

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）

担当する医療の種類：訪問看護事業

指 定 番 号	医療機関名	医療機 関住所	開設者名	指 定 年 月 日
7	「わかば」 訪問看護ス テーション あらや	秋田市新 屋扇町9 番27号	池田ライフサポー ト&システム株 式会社 代表取締役 池 田 壮 亮	平成31年 1月1日

秋田市告示第332号

次の介護保険料納入通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったので、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納入通知書は、福祉保健部介護保険課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成30年12月7日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
平成30年度介護保険料納入通知書

秋田市告示第333号

次の介護保険料督促状は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったので、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納入通知書は、福祉保健部介護保険課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成30年12月7日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
平成30年度分介護保険料督促状

秋田市告示第334号

秋田市自転車等の放置防止に関する条例（平成元年秋田市条例第28号）第10条第1項および第3項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第1項の規定により告示する。

平成30年12月10日

秋田市長 穂 積 志

- 1 撤去し、保管した自転車等
 - (1) 放置されていた場所および台数
 - ア 秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 4台
 - イ 秋田駅東地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 4台

- (2) 撤去し、保管した年月日
平成30年11月2日から同月25日まで
- (3) 返還を行う時間および場所
ア 時間 午前10時から午後7時まで
イ 場所 秋田市東通仲町4番3号（秋田駅東自転車等駐車場内）
秋田市自転車等保管所
- (4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間
平成30年12月24日から平成31年6月24日まで
- 2 返還を受けるために必要な事項
自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。
- 3 所有権の帰属
この告示に係る自転車等で、告示後6か月を経過しても利用者等の引取りがないものについての所有権は、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号）第6条第4項の規定に基づき本市に帰属する。
- 4 問合せ先
秋田市山王一丁目1番1号
秋田市都市整備部交通政策課 電話 888-5766
秋田市東通仲町4番3号
秋田市自転車等保管所 電話 834-6497

秋田市告示第335号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定による医師を次のとおり指定したので、秋田市身体障害者福祉法施行細則（平成15年秋田市規則第3号）第5条の規定により告示する。

平成30年12月13日

秋田市長 穂 積 志

医師名	医療機関名	診療科名	担当する障害分野
柴田 瞳	秋田大学医学部附属病院	眼科	視覚障害
山田 俊介	秋田大学医学部附属病院	小児科	心臓機能障害 呼吸器機能障害
赤川 学	市立秋田総合病院	整形外科	肢体不自由
大山 翔吾	中通総合病院	心臓血管外科	心臓機能障害

秋田市告示第336号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項および第2項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

平成30年12月17日

秋田市長 穂 積 志

1 道路の区域変更および供用開始の区間

整理番号	旧新	路線名	起点終点	総延長(メートル)	幅員(メートル)
60656	旧	新屋沖田町5号線	秋田市新屋 沖田町26番 1地先 秋田市新屋 沖田町63番 12地先	420.10	4.00 ～ 6.00
	新		秋田市新屋 沖田町26番 1地先 秋田市新屋 沖田町63番 12地先	420.10	4.00 ～ 6.00

2 区域変更および供用開始の期日

平成30年12月17日

3 縦覧期間

平成30年12月17日から平成31年1月10日まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで

秋田市告示第337号

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納税通知書は、市民生活部国保年金課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成30年12月18日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
平成30年度国民健康保険税納税通知書

秋田市告示第338号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項および同条第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり指定および廃止したので、同法第55条の3の規定により告示する。

平成30年12月18日

秋田市長 穂 積 志

1 指定

事業所名称	所 在 地	指 定 年月日
調剤薬局ほっと	秋田市土崎港中央五丁目6番26号	平成30年10月1日
デイサービスゆきわり草	秋田市川元むつみ町3番32号	平成30年12月1日

ゆきわり草ヘルパーステーション	秋田市川元むつみ町2番25号 川元むつみ荘103号	平成30年 12月1日
訪問看護ステーション心音	秋田市広面字樋ノ沖35番地2	平成30年 12月1日
居宅介護支援事業所心音	秋田市広面字樋ノ沖35番地2	平成31年 1月1日

2 廃止

事業所名称	所 在 地	廃 止 年月日
調剤薬局ほっと	秋田市土崎港中央五丁目6番26号	平成30年 9月30日

秋田市告示第339号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定、変更および廃止したので、同法第55条の3の規定により告示する。

平成30年12月18日

秋田市長 穂 積 志

1 指定

事業所名称	所 在 地	指 定 年月日
あおば眼科	秋田市御所野地蔵田一丁目1番1号 イオンモール秋田2階	平成30年 10月1日
オリブ園こども発達クリニック	秋田市新屋表町8番5号	平成30年 12月1日
調剤薬局ほっと	秋田市土崎港中央五丁目6番26号	平成30年 10月1日
「わかば」訪問看護ステーションあらや	秋田市新屋扇町9番27号	平成30年 10月1日

2 変更

事業所名称	変更事項（名称）		変 更 年月日
もみの木デンタルクリニック	旧	もみの木デンタルクリニック もみの木ストレスクリニック	平成30年 11月27日
	新	もみの木デンタルクリニック	

3 廃止

事業所名称	所 在 地	廃 止 年月日
あおば眼科	秋田市御所野地蔵田一丁目1番1号 イオンモール秋田2階	平成30年 9月30日

もみの木デンタルクリニック	秋田市飯島字堀川10番地	平成30年 11月26日
広幡歯科医院	秋田市河辺和田字上中野126番地3	平成30年 11月30日
調剤薬局ほっと	秋田市土崎港中央五丁目6番26号	平成30年 9月30日

秋田市告示第340号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療扶助および医療支援給付のための施術を担当させる施術者を次のとおり指定および変更したので、同法第55条の3の規定により告示する。

平成30年12月18日

秋田市長 穂 積 志

1 指定

氏 名	施術所の名称	施術所の 所 在 地	指 定 年月日
柴田有紀也	こころも治療院 秋田	秋田市東通仲町 5番31号 1F	平成30年 12月12日

2 変更

氏 名	施術所の 名 称	変 更 事 項 (施術所の所在地)	変 更 年月日
上野 仁	こころも治 療院秋田	旧 秋田市東通仲町 1番28号 ドミー ル蘭A 102号室	平成30年 12月 3 日
		新 秋田市東通仲町 5番31号 1 F	
糸洲 清尚	こころも治 療院秋田	旧 秋田市東通仲町 1番28号 ドミー ル蘭A 102号室	平成30年 12月 3 日
		新 秋田市東通仲町 5番31号 1 F	
田口 大	こころも治 療院秋田	旧 秋田市東通仲町 1番28号 ドミー ル蘭A 102号室	平成30年 12月 3 日
		新 秋田市東通仲町 5番31号 1 F	

秋田市告示第341号

次の国民健康保険税督促状は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該国民健康保険税督促状は、市民生活部国保年金課収納推進室に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成30年12月20日

秋田市長 穂 積 志

1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所

別紙（省略）のとおり

2 送達する書類

国民健康保険税督促状

3 通知年度、賦課年度および期別

別紙（省略）のとおり

秋田市告示第342号

秋田市勤労者総合福祉センター等の指定管理者を次のとおり指定したので、秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第10条の規定により告示する。

平成30年12月20日

秋田市長 穂 積 志

1 施設名

秋田市勤労者総合福祉センター

秋田市中高年齢労働者福祉センター

秋田市勤労者体育センター

2 指定管理者

秋田市御所野地蔵田三丁目1番1号

一般財団法人秋田市勤労者福祉振興協会

理事長 原田 龜夫

3 指定の期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

秋田市告示第343号

秋田市職業訓練センターの指定管理者を次のとおり指定したので、秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第10条の規定により告示する。

平成30年12月20日

秋田市長 穂 積 志

1 施設名

秋田市職業訓練センター

2 指定管理者

秋田市寺内字三千刈321番地1

職業訓練法人秋田中央職業訓練協会

会長 阿部 文雄

3 指定の期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

秋田市告示第344号

秋田市農山村地域活性化センターの指定管理者を次のとおり指定したので、秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第10条の規定により告示する。

平成30年12月20日

秋田市長 穂 積 志

1 施設名

第1表 岁入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
16 県支出金		8,555,522	46,458	8,601,980

秋田市農山村地域活性化センター

2 指定管理者

秋田市土崎港中央三丁目3番15号

株式会社パウハウス

代表取締役 森川 亮

3 指定の期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

秋田市告示第345号

次の後期高齢者医療保険料督促状は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該督促状は、市民生活部後期高齢医療課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成30年12月21日

秋田市長 穂 積 志

1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所

住所 秋田市川尻上野町3番29号

氏名 奥山 功

2 送達する書類

平成30年度第3期後期高齢者医療保険料督促状

秋田市告示第346号

平成30年12月20日の「平成30年11月秋田市議会定例会」において議決を経た予算およびその要領は、別紙のとおりである。

平成30年12月21日

秋田市長 穂 積 志

平成30年度秋田市一般会計補正予算（第4号）

平成30年度秋田市の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 岁入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ82,994千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ129,225,928千円とする。

2 岁入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 岁入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の追加は、「第2表 継続費補正」による。

（繰越明許費の補正）

第3条 繰越明許費の追加は、「第3表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第4条 債務負担行為の追加は、「第4表 債務負担行為の補正」による。

	2 県補助金	2,595,404	27,240	2,622,644
	3 委託金	504,867	19,218	524,085
19 繰入金		4,408,509	14,800	4,423,309
	2 基金繰入金	4,163,727	14,800	4,178,527
20 繰越金		938,439	21,736	960,175
	1 繰越金	938,439	21,736	960,175
歳 入 合 計		129,142,934	82,994	129,225,928

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		千円 14,849,615	千円 20,021	千円 14,869,636
	4 選挙費	145,043	20,021	165,064
3 民生費		48,973,667	4,571	48,978,238
	2 児童福祉費	17,427,025	4,571	17,431,596
4 衛生費		9,571,595	9,664	9,581,259
	1 環境衛生費	648,220	9,664	657,884
6 農林水産業費		2,748,859	28,389	2,777,248
	1 農業費	2,020,879	28,389	2,049,268
7 商工費		8,729,336	5,549	8,734,885
	2 商工費	8,729,336	5,549	8,734,885
10 教育費		10,149,196	14,800	10,163,996
	7 保健体育費	794,988	14,800	809,788
歳出合計		129,142,934	82,994	129,225,928

第2表 継続費補正

(追 加)

(単位:千円)

款	項	事 業 名	総 額	年 度	年割額
10 教育費	6 社会教育費	赤れんが郷土館 施設整備等経費	38,500	平成30年度	
				平成31年度	38,500

10 教 育 費	7 保健体育費	体 育 施 設 整 備 補 修 等 経 費 (八 橋 陸 上 競 技 場)	37,000	平成 30年度	14,800
				平成 31年度	22,200

第3表 繰越明許費補正

(追 加)

(単位:千円)

款	項	事 業 名	金 額
3 民 生 費	2 児童福祉費	子ども・子育て支援事業計画策定経費	4,571
8 土 木 費	5 都市計画費	土 地 区 画 整 理 会 計 繰 出 金	456,748

第4表 債務負担行為補正

(追 加)

(単位:千円)

事 项	期 間	限 度 額
外 部 監 査 実 施 経 費	平成 30年度～平成 31年度	6,688
き づ な で ホ ッ ト し て い あ き た 寄 附 金 推 進 事 業	平成 30年度～平成 31年度	1,670
汎 用 機 オ 一 プ ン 化 事 業	平成 30年度～平成 38年度	1,434,276
「 美 術 館 の 街 」 活 性 化 事 業	平成 30年度～平成 31年度	10,000
後 期 高 齢 者 健 康 診 査 事 業 委 託 経 費 等	平成 30年度～平成 31年度	6,313
社 会 福 祉 関 連 サ ー ビ ス 委 託 経 費 等	平成 30年度～平成 31年度	4,900
障 が い 者 福 祉 関 連 サ ー ビ ス 委 託 経 費 等	平成 30年度～平成 31年度	106,293
老 人 福 祉 関 連 サ ー ビ ス 委 託 経 費 等	平成 30年度～平成 31年度	151,834
生 活 保 護 シ ス テ ム 更 新 ・ 運 用 経 費	平成 30年度～平成 36年度	46,270
健 康 管 理 関 連 事 業 委 託 経 費 等	平成 30年度～平成 31年度	14,516
保 育 士 人 材 確 保 推 進 事 業	平成 30年度～平成 31年度	1,923
在 宅 子 育 て サ ポ ー ト 事 業	平成 30年度～平成 31年度	15,579
道 路 改 良 事 業	平成 30年度～平成 31年度	14,600
人 に や さ し い 步 道 づ く り 事 業	平成 30年度～平成 31年度	57,000
側 溝 改 良 事 業	平成 30年度～平成 31年度	38,000
橋 り ょ う 修 繕 事 業	平成 30年度～平成 31年度	55,000
県 議 会 議 員 選 挙 経 費	平成 30年度～平成 31年度	6,398
市 議 会 議 員 選 挙 経 費	平成 30年度～平成 31年度	19,098

施設設備管理費及び機器使用料等 (平成30年度設定文書法制課分)	平成30年度～平成31年度	1,621
同上 (平成30年度設定防災安全対策課分)	平成30年度～平成31年度	4,023
同上 (平成30年度設定契約課分)	平成30年度～平成31年度	14,552
同上 (平成30年度設定財産管理活用課分)	平成30年度～平成31年度	23,984
同上 (平成30年度設定工事検査室分)	平成30年度～平成31年度	7,759
同上 (平成30年度設定企画調整課分)	平成30年度～平成31年度	1,204
同上 (平成30年度設定財政課分)	平成30年度～平成31年度	3,846
同上 (平成30年度設定情報統計課分)	平成30年度～平成31年度	184,118
同上 (平成30年度設定広報広聴課分)	平成30年度～平成31年度	101,566
同上 (平成30年度設定市民税課分)	平成30年度～平成31年度	4,809
同上 (平成30年度設定東京事務所分)	平成30年度～平成31年度	7,398
同上 (平成30年度設定観光振興課分)	平成30年度～平成31年度	248,061
同上 (平成30年度設定スポーツ振興課分)	平成30年度～平成31年度	100,213
同上 (平成30年度設定秋田市民交流プラザ管理室分)	平成30年度～平成31年度	71,917
同上 (平成30年度設定大森山動物園分)	平成30年度～平成31年度	24,579
同上 (平成30年度設定秋田城跡歴史資料館分)	平成30年度～平成31年度	2,532
同上 (平成30年度設定千秋美術館分)	平成30年度～平成31年度	74,651
同上 (平成30年度設定赤れんが郷土館分)	平成30年度～平成31年度	105
同上 (平成30年度設定民俗芸能伝承館分)	平成30年度～平成31年度	411
同上 (平成30年度設定佐竹史料館分)	平成30年度～平成31年度	7,529
同上 (平成30年度設定文化会館分)	平成30年度～平成31年度	63,574
同上 (平成30年度設定生活総務課分)	平成30年度～平成31年度	10,774
同上 (平成30年度設定市民課分)	平成30年度～平成31年度	13,102
同上 (平成30年度設定西部市民サービスセンター分)	平成30年度～平成31年度	33,262
同上 (平成30年度設定北部市民サービスセンター分)	平成30年度～平成31年度	82,726
同上 (平成30年度設定河辺市民サービスセンター分)	平成30年度～平成31年度	10,231
同上 (平成30年度設定雄和市民サービスセンター分)	平成30年度～平成31年度	10,818

施設設備管理費及び機器使用料等 (平成30年度設定南部市民サービスセンター分)	平成30年度～平成31年度	67,828
同上 (平成30年度設定東部市民サービスセンター分)	平成30年度～平成31年度	47,040
同上 (平成30年度設定中央市民サービスセンター分)	平成30年度～平成31年度	65,428
同上 (平成30年度設定市民相談センター分)	平成30年度～平成31年度	2,638
同上 (平成30年度設定福祉総務課分)	平成30年度～平成31年度	94,151
同上 (平成30年度設定食肉衛生検査所分)	平成30年度～平成31年度	3,645
同上 (平成30年度設定保健総務課分)	平成30年度～平成31年度	20,240
同上 (平成30年度設定子ども総務課分)	平成30年度～平成31年度	295
同上 (平成30年度設定子ども育成課分)	平成30年度～平成31年度	9,546
同上 (平成30年度設定子ども健康課分)	平成30年度～平成31年度	197
同上 (平成30年度設定環境総務課分)	平成30年度～平成31年度	2,286,028
同上 (平成30年度設定産業企画課分)	平成30年度～平成31年度	240,552
同上 (平成30年度設定建設総務課分)	平成30年度～平成31年度	149,553
同上 (平成30年度設定都市総務課分)	平成30年度～平成31年度	242,228
同上 (平成30年度設定会計課分)	平成30年度～平成31年度	168
同上 (平成30年度設定議会事務局分)	平成30年度～平成31年度	3,706
同上 (平成30年度設定選挙管理委員会事務局分)	平成30年度～平成31年度	185
同上 (平成30年度設定農業委員会事務局分)	平成30年度～平成31年度	3,062
同上 (平成30年度設定教育委員会総務課分)	平成30年度～平成31年度	53,849
同上 (平成30年度設定学事課分)	平成30年度～平成31年度	116,859
同上 (平成30年度設定教育研究所分)	平成30年度～平成31年度	2,162
同上 (平成30年度設定生涯学習室分)	平成30年度～平成31年度	91
同上 (平成30年度設定太平山自然学習センター分)	平成30年度～平成31年度	14,338
同上 (平成30年度設定自然科学学習館分)	平成30年度～平成31年度	22
同上 (平成30年度設定中央図書館明徳館分)	平成30年度～平成31年度	4,702
同上 (平成30年度設定土崎図書館分)	平成30年度～平成31年度	324
同上 (平成30年度設定新屋図書館分)	平成30年度～平成31年度	126

施設設備管理費及び機器使用料等 (平成30年度設定雄和図書館分)	平成30年度～平成31年度	375
同上 (平成30年度設定商業高校分)	平成30年度～平成31年度	431
同上 (平成30年度設定御所野学院高校分)	平成30年度～平成31年度	459
同上 (平成30年度設定秋田公立美術大学附属高等学院分)	平成30年度～平成31年度	1,440
同上 (平成30年度設定消防本部総務課分)	平成30年度～平成31年度	16,921

平成30年度秋田市土地区画整理会計補正予算（第2号）
平成30年度秋田市の土地区画整理会計補正予算（第2号）は、
次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、

「第1表 繰越明許費」による。
(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

第1表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
1 事業費	1 土地区画整理費	秋田駅東第三地区土地区画整理事業	833,296
		秋田駅西北地区土地区画整理事業	41,000

第2表 債務負担行為

(単位：千円)

事項	期間	限度額
施設設備管理費及び機器使用料等 (平成30年度設定)	平成30年度～平成31年度	16,034

平成30年度秋田市市営墓地会計補正予算（第2号）
平成30年度秋田市の市営墓地会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。
(債務負担行為)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第1表 債務負担行為」による。

第1表 債務負担行為

(単位：千円)

事項	期間	限度額
施設設備管理費及び機器使用料等 (平成30年度設定)	平成30年度～平成31年度	4,948

平成30年度秋田市中央卸売市場会計補正予算（第1号）
平成30年度秋田市の中央卸売市場会計補正予算（第1号）は、
次に定めるところによる。

(債務負担行為)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第1表 債務負担行為」による。

第1表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
施設設備管理費及び機器使用料等 (平成30年度設定)	平成30年度～平成31年度	4,069

平成30年度秋田市公設地方卸売市場会計補正予算（第1号）
平成30年度秋田市の公設地方卸売市場会計補正予算（第1号）
は、次に定めるところによる。
(債務負担行為)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第1表 債務負担行為」による。

第1表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
施設設備管理費及び機器使用料等 (平成30年度設定)	平成30年度～平成31年度	98,795

平成30年度秋田市大森山動物園会計補正予算（第1号）
平成30年度秋田市の大森山動物園会計補正予算（第1号）は、
次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)
第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ900千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ567,046千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
8 国庫支出金		千円 0	千円 900	千円 900
	1 国庫補助金	0	900	900
歳 入	合 計	566,146	900	567,046

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 事業費		千円 64,067	千円 900	千円 64,967
	1 動物園施設整備費	64,067	900	64,967
歳 出	合 計	566,146	900	567,046

第2表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
施設設備管理費及び機器使用料等 (平成30年度設定)	平成30年度～平成31年度	55,673

平成30年度秋田市廃棄物発電会計補正予算（第2号）
平成30年度秋田市の廃棄物発電会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。
(債務負担行為)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第1表 債務負担行為」による。

第1表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
施設設備管理費及び機器使用料等 (平成30年度設定)	平成30年度～平成31年度	36,703

平成30年度秋田市病院事業債管理会計補正予算（第1号）
平成30年度秋田市の病院事業債管理会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算の補正)
第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ646,900千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,748,159千円とする。
2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並

びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。
(繰越明許費)
第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。
(市債の補正)
第3条 市債の変更は、「第3表 市債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 市債		千円 415,500	千円 646,900	千円 1,062,400
	1 市債	415,500	646,900	1,062,400
歳 入 合 計		1,101,259	646,900	1,748,159

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 市立秋田総合病院貸付金		千円 415,500	千円 646,900	千円 1,062,400
	1 市立秋田総合病院貸付金	415,500	646,900	1,062,400
歳 出 合 計		1,101,259	646,900	1,748,159

第2表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事 業 名	金 額
1 市立秋田総合病院貸付金	1 市立秋田総合病院貸付金	地方独立行政法人市立秋田総合病院貸付金	646,900

第3表 市債補正

(単位：千円)

起債の目的	限度額			起債の方法	利 率	償還の方法
	補正前の額	補 正 額	計			
市立秋田総合病院貸付金	415,500	646,900	1,062,400			
計	415,500	646,900	1,062,400			

平成30年度秋田市国民健康保険事業会計補正予算（第1号）
平成30年度秋田市の国民健康保険事業会計補正予算（第1号）
は、次に定めるところによる。
(債務負担行為)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第1表 債務負担行為」による。

第1表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
施設設備管理費及び機器使用料等 (平成30年度設定)	平成30年度～平成31年度	123,296

平成30年度秋田市介護保険事業会計補正予算（第2号）
平成30年度秋田市の介護保険事業会計補正予算（第2号）は、
次に定めるところによる。
(債務負担行為)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第1表 債務負担行為」による。

第1表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
介護保険事務処理システム等 更新・運用経費	平成30年度～平成36年度	473,586
介護保険関連サービス委託経費等	平成30年度～平成31年度	546,568
施設設備管理費及び機器使用料等 (平成30年度設定福祉総務課分)	平成30年度～平成31年度	40,840

平成30年度秋田市後期高齢者医療事業会計補正予算（第1号）
平成30年度秋田市の後期高齢者医療事業会計補正予算（第1号）
は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,268千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,366,680千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
6 国庫支出金		千円 0	千円 4,268	千円 4,268
	1 国庫補助金	0	4,268	4,268
歳 入	合 計	3,362,412	4,268	3,366,680

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 総務費		55,429	4,268	59,697
	2 徴収費	30,813	4,268	35,081
歳出合計		3,362,412	4,268	3,366,680

第2表 債務負担行為

(単位:千円)

事項	期間	限度額
施設設備管理費及び機器使用料等 (平成30年度設定)	平成30年度～平成31年度	12,392

平成30年度秋田市水道事業会計補正予算(第1号)

(総則)

第1条 平成30年度秋田市水道事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(債務負担行為)

第2条 平成30年度秋田市水道事業会計予算第5条に次の事項、期間及び限度額を追加する。

事項	期間	限度額
施設設備管理費 及び機器使用料等	平成30年度から 31年度まで	372,089千円
水道施設切廻等 業務委託経費	平成30年度から 31年度まで	110,000千円

事項	期間	限度額
配水管整備事業	平成30年度から 31年度まで	627,000千円

平成30年度秋田市下水道事業会計補正予算(第1号)

(総則)

第1条 平成30年度秋田市下水道事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(債務負担行為)

第2条 平成30年度秋田市下水道事業会計予算第6条に次の事項、期間及び限度額を追加する。

事項	期間	限度額
施設設備管理費 及び機器使用料等	平成30年度から 31年度まで	527,114千円
管渠建設事業	平成30年度から 31年度まで	437,000千円

平成30年度秋田市農業集落排水事業会計補正予算(第1号)

(総則)

第1条 平成30年度秋田市農業集落排水事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(債務負担行為)

第2条 平成30年度秋田市農業集落排水事業会計予算第5条に次の事項、期間及び限度額を追加する。

事項 期間 限度額

施設設備管理費 及び機器使用料等	平成30年度から 31年度まで	65,890千円
---------------------	--------------------	----------

秋田市告示第347号

次の市税督促状は、その送達を受けるべき者の住所又は居所が明らかでないため送達できなかつたので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該市税督促状は、企画財政部納稅課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成30年12月21日

秋田市長 穂積志
1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所 別紙(省略)のとおり
2 送達する書類 平成29年度分市税督促状
平成30年度分市税督促状

秋田市告示第348号

秋田市太平山スキー場および太平山リゾート公園の指定管理者を次のとおり指定したので、秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成17年秋田市条例第45号)第10条の規定により告示する。

平成30年12月25日

秋田市長 穂積志
1 施設名 秋田市太平山スキー場 太平山リゾート公園
2 指定管理者 秋田市仁別字マンタラメ213番地 太平山観光開発株式会社 代表取締役社長 中野鋼一
3 指定の期間 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

秋田市告示第349号

道路法(昭和27年法律第180号)第10条第1項の規定に基づき、

次の市道の路線を廃止するので、同法第10条第3項において準用する同法第9条の規定により告示する。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

平成30年12月26日

秋田市長 穂 積 志

1 廃止路線

整理番号	路線名	起 点	重要な 経過地
		終 点	
80038	丸木橋4号線	山内字丸木橋26番 1地先	
		山内字丸木橋26番 1地先	

2 縦覧期間

平成30年12月26日から平成31年1月21日まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日ならびに平成30年12月29日から平成31年1月3日までを除く、午前8時30分から午後5時15分まで

秋田市告示第350号

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定に基づき、市道路線を次のとおり認定するので、同法第9条の規定により告示する。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

平成30年12月26日

秋田市長 穂 積 志

1 認定路線

整理 番号	路線名	起 点	重要な 経過地
		終 点	
21010	広面樋ノ下9号線	広面字樋ノ下23番3地先	
		広面字樋ノ下23番1地先	
41303	旭川新藤田12号線	旭川新藤田西町188番11地先	
		旭川新藤田西町188番12地先	

2 縦覧期間

平成30年12月26日から平成31年1月21日まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日ならびに平成30年12月29日から平成31年1月3日までを除く、午前8時30分から午後5時15分まで

秋田市告示第351号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項および第2項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を決定し、供用を開始する。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

平成30年12月26日

秋田市長 穂 積 志

1 道路の区域および供用開始の区間

整理 番号	路 線 名	起 点	延 長	幅 員
		終 点	(メートル)	(メートル)
21010	広面樋ノ下9号線	広面字樋ノ下23番3地先	56.88	6.00
		広面字樋ノ下23番1地先		～ 6.00
41303	旭川新藤田12号線	旭川新藤田西町188番11地先	38.27	6.00
		旭川新藤田西町188番12地先		～ 6.00

2 縦覧期間

平成30年12月26日から平成31年1月21日まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日ならびに平成30年12月29日から平成31年1月3日までを除く、午前8時30分から午後5時15分まで

指定 番号	医 療 機 関 名	医療機関 住 所	開設者名	指 定 年月日
8	外旭川訪 問看護ス テーショ ン	秋田市外旭 川字中谷地 46番地	医療法人惇慧会 理事長 穂 積 恒	平成31年 1月1日

秋田市告示第352号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので、同法第69条の規定により告示する。

平成30年12月27日

秋田市長 穂 積 志

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）

担当する医療の種類：訪問看護事業

秋田市告示第353号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり更新したので、同法第69条の規定により告示する。

平成30年12月27日

秋田市長 穂 積 志

1 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）

(1) 担当する医療の種類：耳鼻咽喉科に関する医療

指定番号	名 称	所 在 地	更 新 年月日
第2号	小泉耳鼻咽喉科	秋田市中通二丁	平成31年

	目1番41号	1月1日
--	--------	------

(2) 担当する医療の種類：歯科矯正に関する医療

指定番号	名 称	所 在 地	更新年月日
第5号	あんどう矯正歯科クリニック	秋田市東通四丁目4番18号	平成31年 1月1日
第10号	いしかわ歯科・矯正歯科	秋田市広面字野添181番地	

(3) 担当する医療の種類：腎臓に関する医療

指定番号	名 称	所 在 地	更新年月日
第6号	立木医院	秋田市保戸野鉄砲町11番28号	平成31年 1月1日

(4) 担当する医療の種類：脳神経外科に関する医療

指定番号	名 称	所 在 地	更新年月日
第9号	秋田県立脳血管研究センター	秋田市千秋久保田町6番10号	平成31年 1月1日

2 指定自立支援医療機関（更生医療）

担当する医療の種類：腎臓に関する医療

指定番号	名 称	所 在 地	更新年月日
第7号	いしやま内科クリニック	秋田市外旭川字中谷地67番地1	平成31年 1月1日

3 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）

担当する医療の種類：薬局

指定番号	名 称	所 在 地	更新年月日
第117号	アルヴェいわま薬局	秋田市東通仲町4番1号	平成31年 1月1日

教 委 告 示

秋田市教委告示第16号

平成30年12月27日午後3時30分秋田市役所5階5-A会議室に教育委員会定例会を招集する。

平成30年12月25日

秋田市教育委員会
教育長 佐 藤 孝哉

付議案件

秋田市立小・中学校管理規則の一部を改正する件

選 管 告 示

秋市選管告示第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条、第75条、第76条、第80条、第81条および第86条ならびに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条に規定する選挙

権を有する者の総数の50分の1および3分の1の数は次のとおりであるので、地方自治法第74条第5項の規定により告示する。

平成30年12月3日

秋田市選挙管理委員会
委員長 古 谷 薫

- 1 50分の1の数 5,324人
- 2 3分の1の数 88,734人

農 委 告 示

秋田市農委告示第12号

平成30年12月17日午後2時秋田市役所6-A会議室に秋田市農業委員会総会を招集する。

平成30年12月10日

秋田市農業委員会会長 佐々木 吉秋

案件

- 1 農地法第4条の規定による許可申請に関する件（1件）
- 2 農地法第5条の規定による許可申請に関する件（1件）
- 3 農用地利用集積計画（平成30年度第9号）に関する件
- 4 非農地証明申請に関する件（13件）
- 5 農地法第5条許可の事業計画変更申請に関する件（2件）

上 下 水 道 局 告 示

秋田市上下水道局告示第22号

秋田市上下水道局水道料金等徴収事務委託規程（平成25年上下水道局管理規程第2号）第3条の規定に基づき公金の徴収事務を次のとおり委託するので、同規程第5条の規定により告示する。

平成30年12月12日

秋田市上下水道事業管理者 工藤 喜根男

- 1 受託者の名称
秋田市上下水道サービス株式会社
代表取締役社長 本多秀文
- 2 受託者の所在地
秋田市山王臨海町3番18号
- 3 委託の期間
平成31年4月1日から平成36年12月31日まで
- 4 委託の区域
秋田市内全域
- 5 公金の徴収に係る委託業務の範囲
 - (1) 受付業務
 - (2) 収納業務
 - (3) 滞納整理業務
 - (4) 電子計算処理業務
 - (5) 檢針業務
 - (6) 開栓・閉栓業務および精算業務
 - (7) 調定および更正に係る業務
 - (8) 前各号の業務に附帯する業務で、秋田市上下水道局が指示する業務

公 告

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第35条の2第1項の規定により、平成30年10月19日付け秋田市指令第7012号で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定に基づき、公告する。

平成30年12月5日

秋田市長 穂 積 志

1 開発許可を受けた者の住所および氏名

秋田市仁井田本町三丁目12番32号

株式会社プライムハウス

代表取締役 佐 藤 宏

2 開発区域に含まれる地域の名称

秋田市新屋沖田町53番、122番3、52番1地先道水路および53番地先道路

秋田市公告

秋田市が設置している自転車等駐車場内に長期間放置されていた自転車等を撤去し、保管したので、次のとおり公告する。

平成30年12月13日

秋田市長 穂 積 志

1 撤去し、保管した自転車等

(1) 放置されていた場所および台数（130台）

追分駅前自転車等駐車場 38台

上飯島駅自転車等駐車場 1台

土崎駅東西歩道橋下自転車等駐車場 12台

土崎図書館前自転車等駐車場 10台

土崎駅前自転車等駐車場 19台

新屋駅前自転車等駐車場 15台

牛島駅東自転車等駐車場 3台

牛島駅西自転車等駐車場 4台

四ツ小屋駅前自転車等駐車場 6台

下浜駅前自転車等駐車場 1台

秋田駅東自転車等駐車場 4台

秋田駅西地下自転車駐車場 5台

アトリオン広場地下自転車駐車場 12台

(2) 撤去し、保管した年月日

平成30年12月6日および同月7日

(3) 防犯登録番号等

別紙（省略）のとおり

(4) 返還を行う時間および場所

ア 時間 午前9時から午後5時まで

イ 場所 秋田市が指定する各自転車等駐車場

(5) 返還を開始する年月日および返還を行う期間

平成30年12月27日から平成31年6月27日まで（土曜日、日曜日、国民の祝日および平成30年12月29日から平成31年1月3日を除く。）

2 返還を受けるために必要な事項

自転車等の返還を受けようとするときは、長期放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。

3 自転車等の処分

この公告に係る自転車等で、公告後6か月を経過しても利用者等の引取りがないものについては、本市で処分する。

4 問合せ先

秋田市山王一丁目1番1号

秋田市都市整備部交通政策課 電話 888-5766

秋田市公告

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第25条第1項の規定に基づき、公立大学法人秋田公立美術大学第2期中期目標を定めたので、同法第25条第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成30年12月20日

秋田市長 穂 積 志

公立大学法人秋田公立美術大学第2期中期目標

前文

秋田公立美術大学は、前身である秋田公立美術工芸短期大学を、東北唯一の公立の美術系大学として4年制大学化し

- 1 新しい芸術領域を創造し、挑戦する大学
- 2 秋田の伝統・文化をいかし発展させる大学
- 3 秋田から世界へ発信するグローバル人材を育成する大学
- 4 まちづくりに貢献し、地域社会とともに歩む大学

という4つの基本理念のもと、これまでの美術領域の枠にとらわれない特色ある教育と研究により、新しい芸術的価値を生み出し世界に向けて発信することや、秋田の伝統・文化をいかした芸術の創造に取り組むことにより、現代における芸術・文化の発展に貢献すると同時に、様々な研究成果を地域に還元することで地域社会への発展に寄与している。

少子化による急速な人口減少と高齢化問題に直面し、大学を取り巻く社会情勢が厳しさを増す今日、秋田公立美術大学には、地域に根ざす高等教育機関として、本市の目指す「芸術・文化をいかしたまちづくり」を機動的に支える役割とともに、地方創生に寄与する知の拠点となることが求められている。

こうした時代の変化に対応した大学運営と、地域の課題解決やまちづくりに貢献する人材の育成に、今後さらに積極的に取り組み、独創的で魅力ある大学づくりを推進するため、第2期中期目標を次のとおり定める。

第1 中期目標の期間および教育研究上の基本組織

1 中期目標の期間

平成31年4月1日から平成37年3月31日までとする。

2 教育研究上の基本組織

この中期目標を達成するため、次のとおり教育研究上の基本組織を置く。

学 部	美術学部
大学院	複合芸術研究科

第2 教育の質の向上に関する目標

1 教育に関する目標

(1) 教育内容の充実

ア 大学の4つの理念とそれに基づく教育研究上の目的に沿った教育課程となるよう、不断の見直しを行い、豊かな教養と深い芸術の専門性を備え、新しい芸術表現を模索しながら創造性を発揮できる人材を育成する。

イ 大学院の教育・研究理念に沿った指導の充実に取り組み、多様化する現代芸術領域と、複雑化する地域課題に

<p>対応しうる高度な実践力を有する人材や、高度な専門性を有する研究・教育者を育成する。</p> <p>(2) グローバル人材の育成 グローバルな視野に立ち、国際的な舞台に挑戦することができる人材育成のための教育を推進する。</p> <p>(3) 教育の質の向上 教育活動に対する自己点検・評価、学生による授業評価等を活用し、教育活動の改善と充実を図るとともに、F D（※注1 ファカルティ・ディベロップメント）・S D（※注2 スタッフ・ディベロップメント）活動の取組を通じて教員の教育力および教職員の資質向上を図る。</p> <p>※注1 F D（ファカルティ・ディベロップメント） 教員が教育内容、教育方法等を改善し、教員の教育力を向上させための組織的な取組</p> <p>※注2 S D（スタッフ・ディベロップメント） 教職員の資質向上のための組織的な取組</p> <p>(4) 学生確保の強化 入試制度改革への対応や入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿い、意欲ある優秀な学生を確保するため、必要に応じ入学者選抜方法の見直しを行うとともに、入試広報活動に積極的に取り組む。</p> <p>2 学生への支援に関する目標</p> <p>(1) 学習支援の充実 学生自らが、意欲を持って学習や研究活動に取り組めるよう、学習環境や相談体制の充実を図る。</p> <p>(2) 生活支援の充実 学生が心身両面において健康で充実した大学生活を送ることができるよう、健康管理や生活相談などの充実を図る。</p> <p>(3) 進路支援の充実 学生自らが、将来への目的意識を明確に持ち、目的達成のスキルを身に付けることができるよう、キャリア教育の充実を図るとともに、学生一人ひとりの進路実現に向けた、全学的な進路指導体制を強化する。</p> <p>(4) 総合的な支援体制の整備 多様化する学生ニーズに迅速かつ適切な対応を図るために、各種支援体制の横断的な連携のもと、よりきめ細やかな支援を提供することができる体制を整備する。</p> <p>第3 研究の質の向上に関する目標</p> <p>1 研究に関する目標</p> <p>(1) 研究水準の向上 新たな芸術表現の創出や地域における課題解決に資するための、高度で実践的な研究活動を積極的に推進するとともに、研究成果を広く国内外に発信する。</p> <p>(2) 研究支援体制の充実 研究活動の充実と多様化に向け、支援体制を整備し研究基盤の強化を図るほか、若手研究者や女性研究者の育成支援を取り組む。</p> <p>第4 社会連携の充実に関する目標</p> <p>1 社会連携に関する目標</p> <p>(1) 地域社会への貢献 「まちづくりに貢献し、地域社会とともに歩む大学」という基本理念の更なる推進のため、積極的に地域連携に取り組むとともに、大学が持つ資源を活用しながら市のまちづくりや、地域の課題解決のシンクタンクとしての機能を確立させる。</p>	<p>(2) 産学官連携の推進 産学官との連携を強化し、大学の教育研究成果を地域社会に還元する。</p> <p>(3) 他大学等との連携 他大学等との交流・連携を図るとともに、高大連携授業等を通じ高校との連携を推進する。</p> <p>第5 国際交流の展開に関する目標</p> <p>1 国際交流に関する目標</p> <p>(1) 海外との交流機会の拡充 グローバル人材を育成するため、海外の交流提携校を拡充するとともに、留学や研究活動の支援等、海外との交流機会の充実を図る。</p> <p>第6 業務運営の改善および効率化に関する目標</p> <p>1 運営体制の改善に関する目標</p> <p>(1) 機動的・効率的な業務運営 社会状況の変化に対応可能なガバナンス体制の強化を図り、理事長（学長）のリーダーシップのもと、大学の特色を生かした機動的・効率的な組織運営を推進する。</p> <p>(2) 教職員の協働 機動的・効率的な組織運営を推進するため、教職員による学内組織の充実を図る。</p> <p>(3) 監査制度の充実 監査制度の活用により、適正な法人運営を確保する。</p> <p>2 人事の適正化に関する目標</p> <p>(1) 人事制度の運用と人材育成 人事計画に基づいた適正な人員配置に努めるとともに、教職員の能力、意欲が適切に評価される制度の運用と改善を図る。 また、教職員の資質向上のため、積極的な能力開発を行う。</p> <p>3 事務等の効率化に関する目標</p> <p>(1) 事務処理の効率化 事務処理の効率化を図るため、既存の業務や事務組織の適正な見直しおよび合理化に取り組むとともに、外部委託を有効に活用する。</p> <p>第7 財務内容の改善に関する目標</p> <p>1 外部研究資金その他自己収入の確保に関する目標</p> <p>(1) 外部資金等自己収入の確保 科学研究費補助金等の競争的研究資金の獲得のほか、共同研究事業や受託研究事業による自己収入の確保に努める。</p> <p>2 経費の効率化に関する目標</p> <p>(1) 安定的な財政運営 安定的な財政運営に資するため、教育研究水準の維持・向上に配慮しながら業務運営の効率化を図る。</p> <p>3 資産の運用管理に関する目標</p> <p>(1) 施設および知的財産の有効活用 資産の適切な管理を行うため、常に資産の状況を把握し有効活用を図る。 また、研究成果の知的財産化に関する制度と体制を構築する。</p> <p>第8 自己点検および評議ならびに情報公開等に関する目標</p> <p>1 評議の充実に関する目標</p> <p>(1) 評議の充実 自己点検・評議の定期的な実施とともに、秋田市公立大学法人評議委員会や認証評議機関による評議結果を、教育</p>
--	---

研究活動や業務運営の改善に活用するなど、P D C A サイクルの着実な推進を図る。

2 情報公開等の推進に関する目標

(1) 情報公開等の充実

法人として社会に対する説明責任を果たすため、業務運営等に関し適切な情報公開に努めるとともに、教育研究活動等についても地域やマスコミとの連携による戦略的かつ積極的な情報発信を図る。

第9 その他業務運営に関する重要目標

1 施設設備の整備に関する目標

(1) 施設設備の整備

教育研究のための快適な環境を実現するため、既存の施設設備の適切な維持管理および改修を計画的に実施する。

2 大学支援組織等との連携に関する目標

(1) 同窓会・後援会との連携強化

学外からの支援体制を充実させるため、同窓会や保護者による後援会との連携を強化する。

(2) 地元企業等との連携

地元企業等のニーズの把握に努め、企業からの受託の件数および市内企業への就職者数が増加するよう、地元企業等との連携を強化する。

3 安全管理に関する目標

(1) 安全管理体制の確立

学内の安全衛生管理のための体制を確立し、事故等の未然防止に努める。

(2) 危機管理体制の充実

災害、事件、事故および教職員や学生の学内外でのトラブルの発生時に、迅速かつ適切に対応することができる体制を構築する。

(3) 情報セキュリティの強化

個人情報の保護など、情報セキュリティ体制を強化する。

4 人権擁護・法令遵守に関する目標

(1) 人権の尊重

人権意識の向上や、各種ハラスメント行為の防止に全学的な取組を行う。

(2) 法令遵守

コンプライアンス意識の徹底を図り、不正行為の防止など法令等に基づく教育研究および業務運営を行う。

秋田市公告

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第25条第1項の規定に基づき、地方独立行政法人市立秋田総合病院の第2期中期目標を定めたので、同法第25条第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成30年12月20日

秋田市長 穂 積 志

地方独立行政法人市立秋田総合病院第2期中期目標

昭和初期に開設された「市立秋田診療所」および「市立上野病院」を前身とする市立秋田総合病院は、以来、高度な医療などを総合的に提供する公的医療機関としての役割を果たしつつ、様々な状況の変化に対して迅速かつ的確に対応するため、平成26年4月1日に地方独立行政法人市立秋田総合病院（以下「市立病院」という。）に移行した。

市立病院は、平成26年度から平成30年度までを計画期間とする中期目標（以下「第1期中期目標」という。）の下、「すべての人々

の幸福のため、良質で安全な医療を提供し続けます」を理念に掲げ、理事長をトップとして経営の自立を図りながら、職員の確保等により、市民のニーズや新たな医療課題に適切に対応してきたほか、地域包括ケア病棟や基幹型認知症疾患医療センターを設置するなど、回復期医療や高度・専門的な医療の提供等を充実させ、良質で安全な医療を提供してきている。

しかしながら、人口減少や少子高齢化等の社会構造が変化する中で、これまで以上に医療ニーズに対応した医療提供体制の整備・充実や切れ目のない医療および介護の提供体制の構築などが求められている。

こうした社会情勢の変化や第1期中期目標期間で達成した成果等を踏まえ、市立病院は、安定した経営基盤を確保しながら、引き続き市民の多様なニーズに応え、総合的かつ高度な医療を提供する地域の中核的な公的医療機関の役割を果たし、これまで以上に市民に信頼される病院として、良質で安全な医療を提供し続けるものとする。

のことにより、本市が目指す将来都市像である「健康で安全安心に暮らせるまち」の実現に向け、市民の健康の維持および増進に寄与することを強く求めるものである。

第1 中期目標の期間

中期目標の期間は、平成31年4月1日から平成36年3月31日までの5年間とする。

第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 良質で安全な医療の提供

(1) 高度な医療の提供

診療機能の更なる充実を図るとともに、医療機器を計画的に整備し、市民の多様なニーズに応える高度な医療を提供すること。

(2) 救急医療の提供

秋田周辺医療圏の二次救急病院として、地域の医療機関や各消防本部と連携を図り、救急医療を積極的に提供すること。

(3) 採算性は低いが公的医療機関として担うべき医療の提供

公的医療機関として、結核・精神等の採算性が低く民間医療機関では提供が不十分な医療についても継続して提供すること。

(4) 健診体制の充実

疾病の予防や早期発見・早期治療のための人間ドックをはじめ、健診業務等の充実を図ること。

(5) 医療安全対策等の強化

市民に信頼される安全な医療を提供するため、医療安全対策および院内感染防止対策の強化を図ること。

(6) 女性と子どもに優しい病院づくり

女性特有の疾患に関する医療の充実を図るとともに、小児科救急を引き続き実施し、小児医療の充実を図ること。また、市の子どもも関連施策と連携して病児保育所を継続して運営すること。

(7) 高齢者に対する適切な医療の提供

加齢に伴う身体的および精神的症状を持つ高齢者に対し、適切な医療を提供すること。

(8) 患者の視点に立った医療の実施

患者や家族の権利を尊重し、患者の視点に立った医療を中心かけ、患者サービスの一層の向上を図り、より市民に信頼される病院を目指すこと。また、患者満足度調査の実施

<p>および結果の分析により、業務運営の改善を図り、全ての患者さんの満足に努めること。</p> <p>2 医療に関する調査および研究</p> <p>医療の発展に寄与するとともに、市立病院が提供する医療の質の向上を図るため、医療に関する調査および研究を推進すること。</p> <p>3 人材の確保と育成</p> <p>(1) 医療職の人材の確保</p> <p>良質で安全な医療を提供し、市立病院が担うべき医療機能を充実させるため、必要な人材の確保を図ること。</p> <p>(2) 人材育成</p> <p>市立病院が提供する医療水準の更なる向上を図るため、職員の医療に関する知識や技術の向上に努めること。</p> <p>4 地域医療への貢献</p> <p>(1) 地域の医療機関等との連携強化</p> <p>地域の医療機関との連携を推進するため、地域医療支援病院として承認されることを目指すとともに、地域の医療、保健、福祉および介護の関係機関との連携を強化し、地域医療へ貢献すること。</p> <p>(2) 教育研修の推進</p> <p>研修医や実習生を積極的に受け入れ、地域の医療を担う医療従事者を育成すること。</p> <p>(3) 市民への保健医療情報の提供・発信</p> <p>市民の健康づくりを推進するため、市の関係機関と連携して医療や健康に関する情報の発信および普及啓発に努めること。また、院内教室等を開催した際には、受講者の理解度等の把握を行うこと。</p> <p>5 災害時の体制強化</p> <p>災害時等に即応できる人材を確保・育成し、不測の事態にも対応できる体制や災害時等に県内外の医療機関等と協力できる体制の強化を図ること。</p> <p>第3 業務運営の改善および効率化に関する事項</p> <p>1 経営企画・分析力の向上</p> <p>医療事務等の高い専門性を持つ人材の育成や採用により、病院経営に関する企画・分析力を向上させ、経営の改善に努めること。</p> <p>2 外部評価</p> <p>客観的かつ専門的な立場からの外部評価を受け、その結果等の公表により病院運営の透明性を確保するとともに、指摘された課題について改善を図ること。</p> <p>3 効率的な診療体制の構築</p> <p>情報通信技術の活用等による業務の効率化や診療科間のスムーズな連携により、効率的な医療を提供できる診療体制の構築を図ること。</p> <p>4 経費の節減</p> <p>医療機器、診療材料、医薬品等の購入方法の見直しなどにより、経費を節減すること。</p> <p>5 医業収入の確保</p> <p>診療報酬改定等の制度改革への迅速かつ適切な対応により、確実に医業収入を確保すること。</p> <p>第4 財務内容の改善に関する事項</p> <p>良質な医療を安定的に継続して提供していくため、「第3 業務運営の改善および効率化に関する事項」に記載する事項を着実に実行し、中期目標期間中における経常収支の黒字を堅持し、安定した財務基盤を確立すること。</p>	<p>第5 その他業務運営に関する重要事項</p> <p>1 法令・行動規範の遵守</p> <p>医療法をはじめとする各種関係法令を遵守し、患者の権利に配慮した倫理と行動規範を確立すること。また、公益通報制度の周知を図ること。</p> <p>2 内部統制の推進</p> <p>業務執行が法令等に適合すること等を確保するための体制および業務執行の障害となるリスクに対応するための体制を適切に運用し、内部統制の取組を推進すること。また、適切な情報セキュリティ対策を講じること。</p> <p>3 新たな人事制度の運用等</p> <p>(1) 新たな人事制度の運用</p> <p>職員の意欲を高め、能力を最大限に発揮させるため、勤務成績等を適正に評価する人事評価制度を運用するとともに、その評価結果を反映する給与制度などについて検討すること。</p> <p>(2) 就労環境の整備</p> <p>ワーク・ライフ・バランスの推進、育児・介護等との両立支援等を図るとともに、引き続き院内保育所を運営し、職員が健康的に働き続けることができる就労環境の整備に努めること。</p> <p>4 病院の改築と医療機能の拡充</p> <p>施設・設備の老朽化・狭隘化の解消および医療の高度化・専門化に対応した機能の拡充等を図るため、病院の改築を計画的に進めること。また、随時、病院の改築に係る進捗状況を市民へ情報発信すること。</p>
---	---

秋田市公告

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画（平成30年度第9号計画）を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成30年12月25日

秋田市長 穂 積 志

1 縦覧に供する書類

農用地利用集積計画書

2 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。

3 縦覧場所

秋田市山王一丁目1番1号 本庁舎3階

秋田市産業振興部農業農村振興課

秋田市公告

地方税法（昭和25年法律第226号）がその例とする国税徵収法（昭和34年法律第147号）第95条および第99条の規定に基づき、差押財産を公売することを公告する。

平成30年12月27日

秋田市長 穂 積 志

1 公売財産の内容

別紙「公売財産の表示」（省略）のとおり

2 公売日時

(1) 参加申込期間

平成31年1月8日（火）午後1時から同月22日（火）午後11時まで

(2) 入札期間 平成31年1月29日（火）午後1時から同月31日（木）午後11時まで	
(3) 開札 平成31年2月1日（金）午前10時	
3 公売場所 ヤフー株式会社が提供する官公庁オークション上のホームページ (http://koubai.auctions.yahoo.co.jp)	
4 公売方法 ヤフー株式会社が提供する官公庁オークションからの入札	
5 売却決定日時 平成31年2月1日（金）午前10時	
6 売却決定場所 秋田市山王一丁目1番1号 秋田市企画財政部特別滯納整理課	
7 買受代金納付期限 平成31年2月8日（金）午後2時30分	
8 買受人についての資格その他の要件 地方税法がその例とする国税徴収法第92条および第108条の規定に該当する者は、買受人として参加する資格がない。	
9 公売財産上の質権者、抵当権者等の権利の内容の申出 公売財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権その他公売財産の売却代金から配当を受けることができる権利を有する者は、売却決定の日の前日までにその内容を申し出ること。	
10 権利移転の時期 買受代金の全額を納付したとき。	
11 危険負担移転の時期 買受代金の全額を納付したとき。	
12 権利移転に伴う費用 公売による権利移転に伴う費用は、買受人の負担となる。	
13 消費税等の取扱い 見積価額、最高価申込価額および落札価額には、消費税相当額を含む。	
14 その他 (1) 滞納金額の完納等により、公売を中止することがある。 (2) 買受代金を買受代金納付期限までに納付しないときは、売却決定を取り消すものとする。 (3) いかなる理由があっても、引渡し財産の返品はできない。 (4) 秋田市は、瑕疵担保責任を負わない。	

秋田市公告

秋田農業振興地域整備計画（昭和48年秋田市告示第25号）を変更したので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第12条第1項の規定により公告し、同条第2項の規定に基づき当該変更後の秋田農業振興地域整備計画書を次により縦覧に供する。

平成30年12月27日

秋田市長 穂 積 志

1 縦覧場所 秋田市山王一丁目1番1号 本庁舎3階 秋田市産業振興部農業農村振興課	
2 縦覧時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。	

秋 田 市 公 報

